

平成 31 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月11日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成31年3月11日〔月曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第12号 江南市介護保険条例の一部改正について
- 議案第13号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 江南市立学校施設使用料条例の一部改正について
- 議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
健康福祉部
の所管に属する歳入歳出
こども未来部
の所管に属する歳出
- 第3条 繰越明許費の補正のうち
保育園施設整備事業
- 議案第27号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

介護保険等事業計画策定事業

第3条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

議案第30号 平成31年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第33号 平成31年度江南市介護保険特別会計予算

議案第34号 平成31年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

学校施設改造事業（小学校費）

学校施設改造事業（中学校費）

学校施設空調設備整備事業

第3条 地方債の補正

議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

出席委員（7名）

委員長 尾 関 昭 君 副委員長 中 野 裕 二 君

委員 森 ケイ子 君 委員 福 田 三千男 君

委員 河合正猛君

委員 鈴木貢君

委員 古池勝英君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君

議事課長 石黒稔通君

主任 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

教育長

村良弘君

健康福祉部長

栗本浩一君

教育部長

菱田幹生君

こども未来部長

郷原実智雄君

高齢者生きがい課長

倉知江理子君

高齢者生きがい課主幹

酒井博久君

高齢者生きがい課副主幹

栗本真由美君

高齢者生きがい課主査

葛谷美智子君

高齢者生きがい課主査

伊藤貴弘君

福祉課長兼基幹相談支援センター長

平松幸夫君

福祉課主幹

大矢幸弘君

福祉課主査

瀬川雅貴君

福祉課主査

土谷武史君

福祉課主査

間宮健次君

健康づくり課長兼保健センター所長

平野勝庸君

| | |
|-----------|-----------|
| 健康づくり課主幹 | 中 山 英 樹 君 |
| 健康づくり課副主幹 | 青 山 啓 子 君 |
| 健康づくり課主査 | 加 藤 あかね 君 |
| 健康づくり課主査 | 脇 田 亜由美 君 |

| | |
|----------|-----------|
| 保険年金課長 | 今 枝 直 之 君 |
| 保険年金課主幹 | 相 京 政 樹 君 |
| 保険年金課副主幹 | 藤 田 明 恵 君 |
| 保険年金課主査 | 長 崎 紘 樹 君 |
| 保険年金課主査 | 伊 藤 俊 治 君 |
| 保険年金課主査 | 掛 布 絵 理 君 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 教育課長 | 稲 田 剛 君 |
| 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 | |
| | 中 村 雄 一 君 |
| 教育課管理指導主事 | 伊 藤 勝 治 君 |
| 教育課主幹 | 仙 田 隆 志 君 |
| 教育課指導主事 | 瀬 上 圭 太 君 |
| 教育課指導主事 | 加 藤 佳 子 君 |
| 教育課主査 | 千 田 美 佳 君 |
| 教育課主査 | 佐久間 秀 和 君 |
| 教育課主査 | 都 築 尚 樹 君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 生涯学習課長兼少年センター所長 | 可 児 孝 之 君 |
| 生涯学習課主査 | 岩 田 麻 里 君 |
| 生涯学習課主査 | 安 藤 裕 美 君 |

| | |
|--------------------|-----------|
| スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 | |
| | 伊 藤 健 司 君 |
| スポーツ推進課副主幹 | 宇佐見 裕 二 君 |

| | |
|-------------|---------|
| こども政策課長 | 鵜飼篤市君 |
| こども政策課主幹 | 平野優子君 |
| 子育て支援センター所長 | 栗木益子君 |
| こども政策課副主幹 | 長谷川 崇君 |
| こども政策課副主幹 | 石田 哲也君 |
| こども政策課主査 | 田中 なおみ君 |
| 保育課長兼指導保育士 | 大島 里美君 |
| 保育課主幹 | 向井 由美子君 |
| 保育課主査 | 横井 貴司君 |

○委員長 時間前ですけれども、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

平成31年3月定例会ということで、皆様朝早くから御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは3月11日ということで、8年前のきょう午後2時46分、東日本の大きな地震が発災しました。皆様そのときはどのような立場で、どのような場所にいたかということも、8年前をよみがえっていただけると、いろいろなこの8年間も振り返ることができるかなあと思っておりますが、実際、被災地ではまだ2,500名近くの不明者もいてという、復興まだ半ばということで皆様方尽力いただいております。

私も、いろいろ建築にかかわる立場がありましたので、自分が世に送り出す建物が安全かどうかということがすごい心配で、いろいろ再検証した、今特に公共建築に対してもその思いが深いわけではございますが、皆様方も行政の立場として、一市民の立場として、いろいろとこの震災を、もう8年たってしまいましたが、まだ8年しかたっておりません。これからまだまだ盛り上げていかないととか、立て直していかないといけない日本ではあります、皆様方の思いと一つで、この日本を明るい未来に向けて発信して、いろいろと活動していきたいと思っております。

なお、きょう午後2時46分に1分間の黙祷がございまして、その前後ぐらいで休憩を挟んだりとか、ちょっと私も運営上うまくできたらなあと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

今回、議案が20本、協議会15本、物すごいボリュームがあつて、到底丸2日でも終わらなかつたらどうしようという考えもありますが、何とかうまいこと、私も委員会を運営させていただきまして、皆様方の多くの意見をいただきながらも、迅速にといいますか、円滑に会がまとまっていくように努める所存でございます。2日間の長丁場にわたりますが、何とぞよろしく願いいたします。以上です。

次に、当局から挨拶をお願いいたします。

市長、お願いいたします。

○市長 おはようございます。

早朝より御参集いただきましてありがとうございます。

去る2月25日、3月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、市長は公務で退席されます。ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第12号 江南市介護保険条例の一部改正についてを初め18議案と、追加も2議案ありますね。12月定例会で継続審査としました請願の審査も行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行いたいと思いますが、追加提出された議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）は、議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）の後に、議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）は、議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算の後にそれぞれ審査をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名の後に発言していただきますよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決

めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

審査に移ります。

議案第12号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第12号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 では、平成31年議案第12号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の47ページをお願いいたします。

平成31年議案第12号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

48ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。

次に、49ページに新旧対照表を、50ページに参考資料を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 第1段階から第3段階までの保険料の軽減が行われるということです。消費税絡みということは、ちょっと気に入らないとは言いませんけれども、下がるということについてはいいことだと思います。

それぞれ第1段階、第2段階、第3段階の現在の人数と実際の影響額について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長 第1段階におきましては人数が3,823人、第2段階

におきましては人数が1,762人、第3段階におきましては1,606人でございます。

今回の改正によりまして、第1段階につきましては、現在0.5の割合から0.45になっておりまして、平成31年度はさらに0.375という基準額に対する割合となります。この0.375になることによりまして、軽減単価は年間1人につき7,500円の軽減となり、軽減保険料は3万100円から2万2,600円となります。

第2段階は、0.75から0.625の基準額に対する割合となり、軽減単価が年間7,500円、軽減前が4万5,200円から軽減後3万7,700円となります。

第3段階におきましては、0.75から0.725の基準額に対する割合となり、軽減単価は年間1,500円、軽減前保険料が4万5,200円、軽減後保険料は4万3,700円となります。

合計で、軽減分の合計額4,429万6,500円となります。

○森委員　これに対する補填というのは、どういうことになるんですか。

○高齢者生きがい課長　それぞれ軽減額に対しまして、公費、国庫が2分の1、県費4分の1、市負担分が4分の1でございますので、国の負担額が2,214万8,250円、県負担額が1,107万4,125円となります。

○森委員　わかりました。

それと、ここでちょっと附則のところ、この条例は平成31年4月1日から施行するというふうにあるんですけども、実際に保険料を支払うということからすると、これは10月分からということになるんですよね。この辺の関係はどうなりますか。実際に、どういうふうに私たちのところには通知が来るのかなあということです。

○高齢者生きがい課長　今回、消費税が8%から10%に、消費税率が引き上げになるのが平成31年10月でございますので、この10月以降の消費税の引き上げ分が財源となりますので、完全実施における軽減幅の半分の割合が平成31年度の割合となります。

○森委員　いや、その半分というのがこの0.375で、平成32年は0.3になるわけですので、実際の0.375、今まで2万7,000円だったものが、2万2,000円で天引きされていくのは何月分からということになるんですか。4月分から。

○高齢者生きがい課主幹　　4月以降でございますけれども、まず保険料のほうでございますが、平準化ということをさせていただきます。ですので、その段階から、基本的にはここの今回の軽減を加味した形でさせていただきますけれども、本来、保険料に関しまして申し上げますと、8月に本算定させていただきますので、その段階できちっとしたものが決まります。ただ、影響と言われますと、4月からということの解釈で結構だと思います。

○森委員　　そうすると、4月、6月の保険料は、今までどおりの考え方で引かれて、8月以降か、10月以降かよくわかりませんが、そこで4月、6月で取り過ぎた分を整理するというものでいいですか。

○高齢者生きがい課主幹　　平準化の段階から今回の軽減分を加味させていただきます。ただし、本算定というのは8月ですので、改めて計算し直しますけれども、今回の軽減を反映させるのは、あくまでも4月1日分からという解釈で結構です。

○森委員　　そうすると、今議論やっている最中ですけど、実際の計算はもうこれでやっているということですね。そういうふうに理解すればいいわけだね。そうすると、4月からもう引かれるということになるのかな。

〔「施行が4月1日からと書いてあるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○森委員　　いや、だから4月1日になっているから……。

○高齢者生きがい課長　　議会の議決をいただきましたら、4月以降、算定をさせていただきますという予定でございます。

○森委員　　わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時15分　　休　憩

午前9時15分　　開　議

○委員長　　会議を再開いたします。

議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第13号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第13号について御説明申し上げますので、議案書の51ページをお願いいたします。

平成31年議案第13号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、52ページには、江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を、53ページから56ページには条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時16分 休憩

午前9時16分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第14号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 続きまして、議案第14号について御説明申し上げますので、議案書の57ページをお願いいたします。

平成31年議案第14号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、58ページには、江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を、59ページには条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 災害援護資金の貸し付けということですがけれども、実際にどの規模の災害で、何か80戸以上とかいうあれがあるんですけれども、実際にこういう例は、江南市は今まであったのかなかったのか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 江南市におきましては、特に貸し付けになったというケースはございません。直近で言いますと、平成12年9月

に東海豪雨がございましたが、そのときに名古屋市とか一宮市、春日井市、岩倉市などが対象となっております。

○森委員 災害救助法が適用されないと、この対象にはならないということですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 そういうことなんですけれども、貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるということで、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1%ということの利息だということなんですけれども、その後で、違約金を包含するものとするという、これはどういうことですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 違約金につきましては、連帯保証人の方が、返済にちょっと窮する場合について、払えないという場合は違約金を含めた形で請求ができるということになります。

○森委員 その場合は幾らというものになるんですか、この違約金というのは。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 5%となります。

○委員長 よろしいですか。

ほか、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時21分 休 憩

午前9時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第15号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 議案第15号について御説明申し上げますので、議案書の60ページをお願いいたします。

平成31年議案第15号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、61ページには、江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を、62ページには、江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 とにかく、これから消費税の10%増税に絡む議案がずうっと出てくるんですけども、そもそも消費税を納める必要のない江南市が、どうして消費税のこの分を取らなきゃいけないのか、徴収しなきゃいけないのかということ自身が疑問が一つあるんですが、その辺はどうなんですか。どうするんですか、これを。

○健康づくり課長兼保健センター所長 この保険診療料の関係なんですけれども、消費税法第6条では、健康保険法、国民健康保険法などの規定に基づく療養の給付などには消費税は課さないと規定がされておるところでございます。しかしながら、健康保険法そのほか法令の規定によらない場合は、この条例第4条第2項第2号の規定により、診療報酬の算定方法の当該点数に15円を乗じた額に消費税分を乗じて得た額を診療料として納付をいただいております。今回の消費税及び地方消費税の税率改定に伴いまして、休日急

病診療所の診療料の額を改めさせていただくものでございます。

○森委員 保健センターというか、健康づくり課にこれを聞いてもあきませんのですけど、何で消費税を納税義務のない江南市が徴収するのかということが一つあるんですけど、それで、今具体的なこの条例の関係でいきますと、実際に医療費、今言われた第6条以外の部分というと、具体的にはどういうものにかかってくるわけですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 保険証をお持ちにならない方に関してが考えられます。ただ、忘れた方なんかにおきましては、後日改めて提示いただくことで差額分を返金させていただいておりますけれども、そういったことのない方、具体的には、遠方からたまたまお見えになって、こちらに再来することができない方だとか、無保険の方などが考えられるところでございます。

○森委員 そういう人も、医療費の部分についてはかからないんじゃないの。そういう人はかかるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 そういった方にあっては、消費税のほうをいただいております。

○森委員 それ以外に、そういう保険証がなかったり、無保険だったりというようなところは、言ってみれば特殊な例ですけど、それ以外で消費税がかかるものというのはどういうものがあるんですか。あとはほとんどかからないの。

○健康づくり課長兼保健センター所長 ほかにありません。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時28分 休憩

午前9時28分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第15号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第16号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 保険年金課長 それでは、議案書の63ページをお願いいたします。

平成31年議案第16号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

64ページには改正する条例案を、65ページには参考として新旧対照表を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時30分 休 憩

午前9時30分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第17号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第17号につきまして御説明申し上げますので、議案書の66ページをお願いいたします。

平成31年議案第17号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

67ページには条例の一部を改正する案を、はねていただきまして、68ページから69ページにかけて条例の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 考え方なんですけど、端数については、切り捨てなのか切り上げなのか、どっちで計算するんですか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 市の消費税の見直しの方針に従いますと、今の現在の利用料金の単価に108分の110を乗じて、10円未満は切り捨てという形になっております。

- 森委員 もう一点、これからもずっと、ほかの場合も関係するんですけど、この附則で、改正後の規定は、施行の日以後に施設の利用の許可を受ける者から適用し、同日前に施設の利用の許可を受けた者に係る使用料は、なお従前の例によるというふうだと、10月1日以降使用するんだけど、9月に申し込んだ人については前のでいいというふうに素直に理解していいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 使用料につきましては、納期が今の基準になるということで、特に学習等供用施設につきましてはの予約になるんですが、許可日が納期になっておりますので、10月以前という形になりますので、8%が適用されるということになっております。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時34分 休憩

午前9時34分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

○委員長 続いて、議案第18号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、続きまして議案第18号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の70ページをお願いいたします。

平成31年議案第18号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

71ページには改正する条例案を、はねていただきまして、72ページから73ページにかけて条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休 憩

午前9時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第19号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、続きまして議案第19号につきまして御説明申し上げますので、議案書の74ページをお願いいたします。

平成31年議案第19号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

75ページには改正する条例案を、はねていただきまして、77ページから80ページにかけて条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 経過措置が、ここはちょっと違いますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 先ほど申しました、納期が適用日になるということで、文化会館につきましては、条例で利用日が納期になるということで、利用日が10月1日以降であれば10%ということですので、9月以前に申し込まれた方も10%が適用されます。

○森委員 何ですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 納期が今の基準になってきますので、条例で文化会館は利用日が納期になっておりますので、10%でございます。

○森委員 条例がそうだからと、今、これ条例をやっているわけでしょう。その納期、申込日が納期というのと、利用日を納期とするというのを、同じ市の条例の中で、何でこんなに違うんですか。

○河合委員 それともう一点関連して、申し込むときにお金を払っちゃうんだけど、そうしたら、10月以降に使う場合は追加で払わないかということになるわけ、そういうことだよな。

○生涯学習課長兼少年センター所長 ちょっと繰り返しになってしまうので申しわけないんですが、文化会館につきましては、設置及び管理に関する条例第14条の第2項で、文化会館を利用するときまでに、指定管理者に対し納付しなければならないとされていますので、納期は利用日、10月1日以降の利用日となりますので、10%が適用されるということで、申し込まれるのが、お支払いが9月以前になる可能性もありますが、あくまでも納期が10月1日以降になりますので、10%が適用されます。

○森委員 ちょっと申しわけないけど、今最初に言われたあれ、もう一遍読み上げてもらえますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 文化会館を利用するときまでに、指定管理者に対し納付しなければならないと条例で明記されております。

○森委員 それは、文化会館以外でも同じじゃないですか。までに支払う。

○生涯学習課長兼少年センター所長 公民館、学習等供用施設におきましては、利用の許可を受けたときは使用料を納付しなければならないとされておりますので、予約のときに許可が出ますので、そのときに納付していただく

ということで、9月以前という形になります。

- 森委員 だけど、実際市民にとっては非常に戸惑うよね。学供なんかは10月前に、両方とも10月前に払うんですよ。文化会館にしても、学供にしても、公民館にしてもね。片方は、上がった消費税がかかっていると。片方は今までどおりだよというの、これちょっと何かおかしい。同じ市の施設の中で、こんなふうに違うのはおかしいというふうに、私もそう思うので、絶対市民の人からも出てくると思うんですけど。

〔「賦課方法を検討してください」と呼ぶ者あり〕

- 教育部長 この経過措置の今回の文化会館等の許可を、予約をするときにお金を払う、あるいは文化会館については利用日までに納めればよいということで、もともとの条例が、お金の払い方の条例が違っているということで、今回この文化会館の改正するに当たって、江南市内で同様の取り扱いをしているのが確認できたのが、すいとぴあの方も同じような取り扱いになっているということで、施設によって利用料金の取り方、考え方がもともと違うということでございますので、その辺のところでは御了承いただきたいというふうに考えております。

- 森委員 すいとぴあは、確かに当日払うことが多いんですよ。文化会館は、払わないと督促、催促が来ますから、事前に払うんですよ。特にすいとぴあの場合は宿泊もあるから、宿泊した場合なんかは当日精算になるんだから、これはある意味でわかるんだわね。納得しませんけど。

- 委員長 ほか、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時43分 休憩

午前9時43分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第20号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、議案第20号につきまして御説明申し上げますので、議案書の81ページをお願いいたします。

平成31年議案第20号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、82ページから83ページには、江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を、はねていただきまして、84ページから89ページにかけまして、江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 スポーツプラザについては、いろいろわからないことがあるんですよ。1つは、剣道場、柔道場の超過料金が、85円だったのが90円に上がっているんですよ。これ、上げる必要がないのに上がっているんじゃないのかなあというのが1つと、それから市営グラウンドについては、2時間30分を超える、2分の1の場合ですね。280円のところが290円になっているんですけど、考え方でいけば、切り捨てですよ。さっきの考え方、江南市全体の考え方でいくと。286円にたしかなると思うんだけど、これが290円というのは異じゃないかな。

それから、同じ市営グラウンドの照明についても、580円が600円になっているんだけど、これ590円じゃないかなあと。ここは、端数が切り上げになっているんだよね、スポーツプラザについては。ちょっとこの辺のところを聞きたいです。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 消費税の部分につきましては、全体的な考え方としては、単価を出すときは切り下げておりますけれども、従来2分の1利用という部分がございますので、その部分につきましては、最初の2時間までを基本といたしておりますので、その半面利用という部分と、それから超過という部分がございますけれども、その部分につきましては、最初の2時間までという部分を、2時間につきということで、最初の2時間を単位としておりますので、それ以降、超過という形で1時間当たりの単価を出していきますと、切り下げ、切り下げという形になりますので、このスポーツプラザの場合におきましては、10円未満の端数が生じる場合には切り上げるという部分に改めるものでございます。

○森委員 切り上げているので、2分の1とか、30分という考え方だからということなんですけど、実際これでやると取り過ぎ、1時間の考え方の中でいくと取り過ぎになるんじゃないの。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 もともとの基本となる2時間の部分におきまして、切り下げをして計算をしておりますので、その部分をまた切り下げ、切り下げという部分で超過になっていきますと、かなり不足するという形に使用料がなりますので、今回超過の部分につきましては、とか、2分の1利用につきましては、切り上げるという形に改めさせていただくものであります。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

○鈴木委員 ちょっと確認だけで。

一応、これまだスポーツプラザ、ちょうどこの料金が改定されてちょうど1年たつか、たたないかということなんですけど、今回も消費税がこの10月に上がるということは想定されておったんですけど、市民目線からすると、1年たたないうちに、いろんな諸事情があって、ほかの施設と同じような対応をするということについて、少し抵抗感もあるのかなあと。1年たったらすぐ

上がったという面での、最初この料金設定をするときに、そもそも論
なんだけど、そのことについて全く念頭になかったですか。そういうことも
含めて、消費税導入のときには上げるということの前提で、この供用開始し
たときの料金設定はされておったんですか。ちょっと確認で。

○生涯学習課長兼少年センター所長　新しいスポーツプラザにつきましては、
当然使用料を定めるときに、この平成31年度に消費税が上がるということは
想定をしておりましたので、そういう形で新しいスポーツプラザの料金設定
はしてございます。ただ、消費税が上がるという部分については全国的なこ
とでございまして、改めてまたその部分においては、料金が変わるとい
う形のお知らせを利用者の方々、またスポーツ団体の方々には説明をしてい
るところでございまして。

○鈴木委員　そういう格好で進められていることは今わかりましたけど、た
だ、中には利用される方については、そういう目線で物を言われる方もお見
えになるかもしれませんので、そのところ、そもそも論になるかもしれま
せんけど、丁寧な御案内をひとつよろしくお願ひしたい。ややもすると、1
年たつてすぐ上げるのかというようなことも言われかねませんので、その部
分だけ十分御理解賜るように、御説明のほうよろしくお願ひしたいと思いま
す。以上です。

○森委員　スポーツプラザの場合は、公民館や何かと同じ扱いになって、文
化会館とは違うんですね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　こちらについては、公民館等と
同じような取り扱いとなるものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前9時52分　休　憩

午前9時52分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 江南市立学校施設使用料条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第21号 江南市立学校施設使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、議案第21号につきまして御説明申し上げますので、議案書の90ページをお願いいたします。

平成31年議案第21号 江南市立学校施設使用料条例の一部改正についてでございます。

91ページには、江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例案を、はねていただきまして、92ページには、江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑はありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時54分 休 憩

午前9時54分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

こども未来部

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

保育園施設整備事業

○委員長 続いて、議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、こども未来部の所管に属する歳出、第3条 繰越明許費の補正のうち、保育園施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部保険年金課について審査をします。

当局から、補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）の保険年金課の所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の150、151ページをお願いいたします。

最上段の13款1項1目民生費国庫負担金及びその下の14款1項1目民生費県負担金は、国及び県からの国民健康保険基盤安定負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

152ページ、153ページの下段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費の保険推進事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく
お願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて、こども未来部保育課に
ついて審査をいたします。

当局から、補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士　それでは、保育課所管について御説明させていた
だきます。

歳出につきまして、議案書の154、155ページの上段に、3款2項2目保育
費、保育園施設整備事業を掲げております。内容につきましては、説明欄を
ごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の7ページに位置図を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いを
いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　1つ、委託料ですけど、いわゆる一般的に土地鑑定手数料という
のはわかるんですけど、土地現地調査委託料ということで、これはどうい
うもので、どういうところに委託をすることになるんですか。

○こども未来部長　まず、こちらの土地現地委託、実際に現地、境界が4カ
所ございまして、先日現地も確認させていただいたんですが、1カ所、く
いが現在ございません。そうしたことから、そちらの境界確定処理をしないと
実際に面積が確定しませんので、当然土地鑑定、土地の値段と合わせて面積
を確定するといったところが、こちらの土地現地調査委託料でございまして、
こちらにつきましては、愛知県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会のほうに
随意契約で委託を予定するものでございます。

○森委員　結構な金額がするなあと思うんだけど、くいがない、どういうふう
にやるんですかね。皆さん立ち会って、くいを確定するということになる

んですか。その隣接の、隣接といっても、お隣のところと2カ所が立ち会って確認をして、確定するということになるんですかね。

○こども未来部長　こちらにつきましては、まず土地現地調査の内容を申し上げますと、調査業務と測量業務がございまして、測量業務につきましては、一応登記簿上は217平方メートルという形になっておりますが、こちらの面積測量が測量業務でございます。

調査業務につきましては、まず事前に、この全体の道路で囲まれた1ブロックの1街区というんですけれども、こちらの一応登記簿調査によりまして、総面積を確認いたします。そうした中で、この大きい一回りの1街区の外側に街区基準点とかがもともとございまして、登記に必要な座標値なんですけど、その補点したものでございますので、それを1周回ると実際5点あるんですけど、この街区基準点を、一応トラバースといっておいて、実際にここを多角測量を行いまして、座標値を確定します。それに基づきまして、現地の境界を確定した位置のところに機械点を2カ所設置いたしまして、そこから現地の確認をするということで、その多角測量点が5点と、その機械点が2点、この測量、先ほど申し上げました全体の調査状況から確認いたしました面積で、現地に当然くいで明示をいたしまして、そのくい明示に基づきまして、隣地の方と立ち会いをさせていただきます。そうした業務、あと最終的に境界確認をした承諾書、そういったものを作成していただく費用といたしまして予算計上した額でございます。

○委員長　よろしかったですか。

○森委員　できるならば、隣接地が、購入が、了解が得られれば、予算の問題もありますけれども、お相手の問題もあるので、購入をしていこうとする意図があるのかどうなのか、市のほうの考え方はどうなんですか。

○こども未来部長　こちらにつきましては、全員協議会の折にも少しお話しさせていただいたんですけれども、将来的に現地、もともと古知野南保育園は、保育園の中でも面積が18園のうち2番目に面積が小さい保育園でございます。そうしたことから、当然のごとく園庭も非常に狭い状況がございます。過去に、宮地議員さんのほうから、園庭が狭いということで、園庭の拡幅といった位置づけの中で、用地を取得して園庭を広げたらどうですかというお

話もいただく中で、今回たまたまうどん屋さんのほうが土地を売却したいという意向がございまして、売られるということで、市のほうが取得をしていく予定なんです、その西側のテナントのほうも将来的には取得していきたい。

現状といたしましては、もともと付近の駐車により交通渋滞等がございしますので、当面の間は、送迎用の一時駐車場という位置づけで整備をさせていただきますが、将来的には西側の土地も取得して、保育園の統廃合をして、ここに新たに保育園を設置する場合も考えられますし、またそれ以外に公共施設の再配置方針に基づいて、別の施設をそこに持ってくるといったところの考え方もございしますので、こちらにつきましては、将来的に公共用地として活用していくといった考え方でございしますので、よろしくお願ひします。

○森委員 ぜひそういう方向でお願いしたいと思ひます。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

学校施設改造事業（小学校費）

学校施設改造事業（中学校費）

学校施設空調設備整備事業

第3条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、教育部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、学校施設改造事業（小学校費）、学校施設改造事業（中学校費）並びに学校施設空調設備整備事業、第3条 地方債の補正を議題といたします。

よろしいですか。

[発言する者あり]

○委員長 暫時休憩します。

午前10時05分 休 憩

午前10時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

当局から、補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の14ページ、15ページをお願いいたします。

14ページ上段、10款2項1目小学校費、学校施設改造事業といたしまして、古知野東小学校、布袋北小学校のトイレ改修に係る工事監理委託料、便所改造工事費1億9,677万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして14ページ中段、10款3項1目中学校費、学校施設改造事業といたしまして、古知野中学校のトイレ改修に係る工事監理委託料、便所改造工事費で3,865万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

14ページ下段でございます。

学校施設空調設備整備事業といたしまして、中学校のエアコン設置に係る工事監理委託料、空調設備整備工事費で5億934万4,000円の増額補正をお願い

いするものでございます。

はねていただきまして、17ページ中段でございます。

プール整備事業といたしまして、宮田中学校のプール改修工事費、国庫交付金返納金で、98万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、国への返納期限が3月18日のため、予算流用で対応させていただき、議決後、流用戻しをしてまいりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古池委員　古知野中学校の便所の改造工事費ですけど、これは以前やられた感じになるわけですかね。内容につきまして、ちょこっとお聞きしたいんですが。

○教育課長　今回、古知野中学校については、以前南舎のほうが終わっておりますので、今回は北舎の改造になります。北舎の改造に当たりまして、便所の数でございますが、これは議案質疑でもちょっと出ましたが、改造後、北舎のトイレでございますけれども、男子トイレ小便器が12台、男子・女子の大便器が合わせて18台、合わせて30台の改造になります。

○古池委員　時期としてはいつごろの予定ですか。

○教育課長　工事につきましては、これは今のところ、まだ予定でございますが、6月に入札を行いまして、契約を行い、夏休みから改造を始めまして、終了が10月ごろを予定してございます。

○河合委員　17ページのプールの改修事業やけど、宮田中学校の。この原因はどういう原因ですか、まず。

○教育課長　この宮田中学校のプールでございますけれども、以前、平成22年度のときに国の補正予算で創設されました、きめ細かな交付金を活用して、当時、老朽化が著しかった宮田中学校のプールの外壁などの改修を行いました。先ほどお話が出ましたけれども、6月に発生した大阪北部地震をきっかけに、宮田中学校のブロック塀も撤去をしまして、ブロック塀とその上にあった目隠しテントを撤去いたしました。金属製フェンスに取りかえが終わったわけでございますけれども、当時、平成22年のきめ細かな交付金を使って、宮

田中学校の平成22年の工事はその交付金を充当しておりましたので、処分制限期間が30年あるわけですが、まだ経過年数が6年でありましたために、その残りの期間を返納する必要が生じたということでございます。

○河合委員 原因はわかりました。

だけど、平成22年ですよ、改修をやったのが。それでも耐震はやっていなかったということ、壊さないかんということは。

○教育課長 その平成22年のときの改修というのが、ブロック塀の塗装と、そのブロック塀の上に布製の目隠しテントがありましたけれど、その目隠しテントの取りかえと塗装だけだったので、その当時、ブロック塀そのものの改修というのがなかったということでございます。

○河合委員 総額、この工事って、塗装と今の目隠しテントはどれぐらいかかったの。これ、全額国庫でやったの。じゃないよね。

○教育課長 全額国庫ではございませんでして、当時の工事費は……。

○教育課主幹 この工事の主な工事内容といたしましては、プール槽とプールサイドで、先ほど課長が申し上げたプールの外壁の塗装というところで、今回の総工事費といたしましては2,200万円ほどの工事になりまして、そのうちブロック塀に係るものが220万円ほどになるということで、その部分の30年の補助期間があるところの6年分でしたか……。

〔発言する者あり〕

○教育課主幹 契約額としては、割り戻したところ、ブロック塀のところは195万5,000円ぐらいです。交付金の充当といたしましては120万円ほど、その30年分の24年分を返すということになります。

○河合委員 わかりました。

○森委員 中学校のエアコンのほうですけど、実際はやっぱり夏休みにかかって以降ということになるんでしょうか。実際の契約がいつぐらいやってということになるんでしょうか。

○教育課長 中学校のエアコンの予定でございますが、入札は6月ごろに行いまして、工事は7月上旬から1月ごろを予定してございます。エアコンの使用の開始の時期ですが、試運転をとということになりますが、1月の初めから使用できるようにしていきたいというふうな思いでございます。

○森委員 古中については、両方重なる部分があるわけですよね。トイレの改修と。

○教育課長 もう一度ちょっと。

○森委員 古中は、トイレの改修とエアコンと両方重なる時期があつて、かなり大変だなあと思って今聞いていたんですけど。

○教育課長 古中については、おっしゃるとおり、エアコンとトイレが重なる時期がございますが、それぞれ業者が打ち合わせの中で、学校に迷惑のかわからないように進めてまいりたいと、教育委員会を含めて打ち合わせを進めて、学校を含めて打ち合わせをして、学校の運営に支障のないように進めていきたいと思っております。

○森委員 本当にちょっとトイレの工事、この間も宮田小学校がずうっとやっていて、かなり校舎の中が大変だなあというふうに思っていたもんだから、これにまたエアコンが入ってくると本当に大変だなあというふうに、いいことなんだけど、思います。

それで、変なことを聞くんですけど、エアコンなので、今1月から試運転ということなので、これ暖房もきくわけですよね、当然のことながら。そうすると、今、ストーブがだあ一つあると思うんですけど、あれはどういうふうに処分というか、対応されるんですか。

○教育課長 ストーブにつきましては、古いものでございますので、順次廃棄をしていきながら、使えるものについては、体育館などでの行事ですとか、そういったことでも使えると思っておりますので、そういった形で使えるものは使っていきたいと思えます。

○河合委員 今、課長さん、試運転が1月初旬だと言われたけれども、答弁で12月から使えると言っておったんやね。11月までに終わってと。1カ月ずれたんだけど、5つの中学校全部そうなっちゃうわけ。12月の頭から試運転に入ると前に答弁があつたんだけど。

○教育部長 本会議での答弁のとおり、12月から使用できるように努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○森委員 どっち。

○教育課長 済みません、私の答弁訂正をさせていただきます。

○鈴木委員　　ちょっと確認で、先ほどトイレの設置の基数を含めてお尋ねします。小学校と中学校で、ちょっと両方、今回予算的にトイレ改修についてのもが出ていますので、確認したいんですが、校舎については、結構あるのは、付随する体育館トイレについては入っているのか入っていないのか、ちょっと聞きそびれておったもんですから、ちょっとその部分だけ、どういうふうな状況か教えてもらいたいんですが。

○教育課長　　古知野東小学校も布袋北小学校も、体育館に隣接しているトイレについては改修の対象になっております。古知野中学校については既に終わっておりますので、対象とはなっておりません。

○鈴木委員　　古知野東小学校と布袋北については、付随する体育館については対象になっているということですね。じゃあ、結構でございます。結構そういう卒業式等含めて利用される方が多いですので、また体育行事もありますので、もしやっていないければ、そういうことも配慮願えればと思っておりますので。

ここだけじゃなしに、今後またずっと、これからまだ終わっていないところ、また体育館に付随するところで終わっていないところも、またそんなことも念頭に置いてお進め願えればということで、確認の意味で質問させてもらいました。ありがとう。

○古池委員　　隣接という意味、どういうふうに捉えたらいいんでしょうかね。それと、今の隣接していない学校はどことどこにあるかということ。

○教育課長　　隣接と言いましたが、体育館用のトイレという意味でございます。

○古池委員　　体育館用のトイレでしょう。それは。

○教育課長　　体育館のトイレで改修していないトイレが、どこがあるかということですか。

〔「小学校の改修はほとんど済んでおらんから」と呼ぶ者あり〕

○古池委員　　そうしたら、1つだけでいいです。古南小学校は済んでいないと思うんですけど、それが隣接していないという意味はどういうふう。

○教育課長　　古知野南小学校のトイレについては、体育館のトイレでございますが、当時設計する予定がなかったもので、古知野南小学校の体育館のトイ

レについては改修してございません。

○委員長 ほか、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、当委員会への傍聴の申し出がございました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はございますか。

ないですかね。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでございますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可したいと思います。

〔傍聴人入室〕

○委員長 議題に戻ります。

議案第27号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)

○委員長 続いて、議案第27号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第27号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

166ページから169ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げてございます。

続きまして、170ページ、171ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

1款1項1目は一般被保険者国民健康保険税、その下の3款1項1目は県支出金の保険給付費等交付金、その下の5款1項1目は一般会計繰入金、その下の5款2項1目は基金繰入金でございます。

1枚はねていただきまして、172ページ、173ページをお願いいたします。

今回の補正の歳出でございます。

1款1項1目は一般管理費で、国民健康保険システム改修事業でございます。

その下の3款1項1目と、はねていただきまして、174ページ、175ページになりますが、3款2項1目、3款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更生でございます。

176ページ、177ページをお願いいたします。

7款1項1目償還金及び還付加算金の保険給付事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 システム改修で、国保制度改正の対応とあるんですけど、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○保険年金課長 当初、改元対応といたしておりましたけれども、改元対応のほかに、療養給付費調交システムのほうにも改修が組まれてきましたことから、昨年度、予算申請時に出していただいたものから増額とさせていただくものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

介護保険等事業計画策定事業

第3条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

○委員長 続いて、議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算、第1条

歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費のうち、介護保険等事業計画策定事業、第3条 地方債のうち、災害援護資金貸付事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 では、高齢者生きがい課所管の当初予算につきまして御説明をいたしますので、予算書の24、25ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

12款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金で老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、最下段をお願いいたします。

13款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料の高齢者生きがい課の老人福祉センター目的外使用料（電柱）、以下27ページ上段の高齢者生きがい活動センター目的外使用料（電柱）までの3件でございます。

次に32ページ、33ページの中段をお願いいたします。

13款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に34、35ページ下段をお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に42、43ページ下段をお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に44、45ページ下段をお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金、以下47ページ上段、老人クラブ助成費補助金までの3件でございます。

少し進んでいただき、61ページ下段をお願いいたします。

20款5項2目11節雑入、高齢者生きがい課の緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

大きく進んでいただきまして、170、171ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費でございます。

171ページ説明欄の人件費等から179ページ上段の特別敬老事業までの22事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　最初に教えていただきたい。171ページに、訪問介護サービス利用者の負担軽減対策ということで、江南市の独自の事業がずうっと進められているんですけども、対象の人数は今何人ぐらいになっていますか。

○高齢者生きがい課長　実績の推移で申し上げますと、平成30年度が270名、平成31年度は265名の予定でございます。

○森委員　173ページに、介護施設の整備費補助金ということで、この間、小折のほうの施設が決まったようなのが新聞か何かで報道を見たんですけど、具体的にちょっと施設名を教えてください。

○高齢者生きがい課長　前回の委員会の折に、公募の決定につきまして報告をさせていただきましたが、今回、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護、この2つの施設を併設して整備をしていただくということで公募をいたしましたところ、2社の事業者から応募がございました。その結果、株式会社サカイに建設の事業者として決定をいたしました。整備予定地は小折町でございます、包括の圏域でいきますと、北部圏域となります。

認知症対応型共同生活介護につきましては、9人の2ユニットで、小規模多機能型居宅介護につきましては、29名を上限といたしまして整備をしていただく予定でございます。

○森委員　それで、そうすると市内での施設の定員というのがどのくらいになるのか。特養と今のこのグループホーム、新たに18人も含めて、それから

小規模多機能と。これがどのくらいになりますか。何カ所、何人というのが出てくるといいですけど。

○高齢者生きがい課長 現在のところでございますが、小規模多機能型居宅介護が2施設ございまして、定員が54名でございます。次に、認知症対応型共同生活介護につきましては7施設ございまして、定員が81名。次に、地域密着型介護老人福祉施設が2施設ございまして、定員が58名という状況でございます。

○森委員 特養はわかりませんか。

○高齢者生きがい課長 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設につきましては、現在5施設ございまして、実績としまして342名の方が利用されております。

○森委員 この前、サンライフの地域運営協議会、そういう会合に出たときに、そんなにたくさん待たずに今特養だとか、小規模だとかに入れる状況にありますよという話だったんですけど、実際にはどうなんですか。大体、今回新たに29人定員がふえて、グループホームを含めれば大分ふえてきているんですけど。

○高齢者生きがい課長 平成29年の県の調査によりましては、江南市で待機の人数が47名であったろうかと、申しわけございません、記憶でお話ししておりますが、47名であったと記憶しております。その後、介護離職等の対応といたしまして、今回グループホームと地域密着型の小規模多機能を整備するわけでございますので、先ほど申し上げましたように、地域密着型小規模多機能が29名を上限といたしまして、グループホームは2ユニット18名を対応させていただくというところでございます。

先日、森委員が先ほどおっしゃられましたとおり、サンライフの運営協議会のほうに出てまいりましたところ、サンライフ法人の中で申し上げますと、おおよそ待機の状態の方が、1年程度で順番が回ってきて、入所に至っているという状況であるという報告は受けたところでございます。

○森委員 それと戻りますけど、株式会社サカイということで、実績はあるんですか。

○高齢者生きがい課長 現在、五明町のところで、実際に認知症対応型共同

生活介護及び小規模多機能型居宅介護を運営していただいております事業者でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○森委員　高齢者のタクシー基本料金の助成事業ということで、対象者85歳以上で、いこまいCARとの関連があるんですけど、実際にこの予算でいきますと、何人を対象、85歳以上の人口と、それからタクシーチケットを発行しているんですかね。お渡しする予定の人員というのはどういうふうになりますか。

○高齢者生きがい課長　実績で申し上げますと、平成29年度は1,062名の方にタクシーチケットを交付いたしました。平成30年の見込みとしまして1,077名、平成31年度の見込みとしまして1,092名、平成31年度の予算で印刷をいたしますのは、年度末に印刷をする関係上、次年度、実際には平成32年度の見込み1,107名といたしまして、この1,107名に対しての印刷代、助成金の計算とさせていただきます。

○森委員　実際には、要するに1,000人を超えたところでお渡ししているということですけど、85歳以上って何人ぐらいいるんですか。割合でいくと、いこまいCARを利用する人との割合がわかるのかなあ。600円の初乗りの48枚ということは……。

○高齢者生きがい課長　平成31年2月分といたしまして、85歳以上は3,471名でございます。

○森委員　そうすると、約3分の1ぐらいの方がタクシーチケットを利用されていると。

それで、今約1,000人から1,100人ぐらいだったんですけど、この予算でいくと1,069万円ということですから、大体1人1万円ぐらい。48枚で、600円ですよ、今。ですので、2万8,800円なんですけど、平均すると1万円だから、中にはそんなに使わない方も見えるということになるかと思うんですけど、この利用の、東さんかな、何か本会議でも言っていたかと思うんですけど、利用の仕方をもう少し柔軟にさせてもらおうと、600円という券を続けて使えるというか、初乗りだけではなくて、その先も600円券として使える

よくなると、非常に利用される方は助かるという御意見があるんですけど、その辺は難しいですか。

○高齢者生きがい課長　このタクシーチケットの事業の目的でございますが、高齢者の方が年間を通じて高齢者の外出支援となり得るということで、もとの考え方といたしましては、月に2回の通院の支援になるようにということで、年間48枚というのを設定しております。このタクシーチケットを福祉事業として捉えるのか、公共交通の中で捉えるのかというところで、公共交通の議論の中にも含めて議論をしてみたいところでございますが、現在のところは、この48枚で1回初乗り分という助成で実施をしているところであります。

今後につきましては、他市町の状況も見ながら検討してみたい、研究してみたいというふうに考えておるところでございますので、早急な変更というところは今のところは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○森委員　だから、選択できるといいんですよね、利用する人が。自分はそんなにたくさん、それこそ月に1回行くか行かないかの病院通いにこれを活用させてもらうということになれば、2枚使えるようにしてもらおうと助かると。だけど、たくさん利用される方は、まずはその初乗りを中心に利用できる、あるいは距離にもよるので、かなり遠くに行く人は初乗りだけされるよりは、もうちょっと自由に使えるようにしてほしいということだと思うので、一番はやっぱり選択できるようにしていくことが大事じゃないかなあというふうに思うんですけど。

あともう一つ、ちょっとここ、私が見方が悪いのか、よくわからないんですけど、成年後見制度というのは、認知症が今ずうっとふえてきている中ですごく重要になってきていると思うし、お金の管理ということも非常に重要になってきているんですが、この予算を見る限り、そういうものは出てきていないんじゃないかなあと思うんですけど、どういうふうになっていますか。

○高齢者生きがい課長　市長申立成年後見制度に対しましては、特別会計の包括的事業の任意事業の中で予算を組ませていただいております。

○森委員　わかりました。じゃあ、またそっちで聞きます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員　緊急通報装置設置運営事業というのは、従来からずっと続いている事業なんですが、ちょっとこの点についてお尋ねしたいんですが、これは従来からの基本的な取り扱いについては変わっていないですよ。というのは、何か市民の方からちょっと変わってきているというようなことも伺いするものですから、もし変遷というか、含めて。

それから、今回この予算の中で何台ぐらい設置を予定しているのかということを含めて、少し計画の実態をちょっとお教えいただきたいんですが。

それから、参考までに、これはちょっと新年度予算とは違いますけれども、どの程度の通報の実績があるのかということも含めてお教え願えればと思いますが。

○高齢者生きがい課長　緊急通報システムでございますが、実績といたしまして、平成29年度末で595件の設置をしております。現在、平成30年度末の見込みとしましては630件を予定しており、平成31年度末は667件という見込みで予算を積算させていただいております。

現在の対象は、65歳以上のひとり暮らしの方、またはひとり暮らしの重度身体障害者の方について、非課税世帯の方は無料、課税の方に関しましては、現在740円の自己負担金をお支払いいただいております。10月以降は754円の自己負担となります。さらに、要介護者がいる高齢者世帯または昼間独居になる65歳以上の高齢者がいる世帯につきましては、非課税世帯の方について設置を無料でさせていただいておりますという状況でございます。

実際の通報の状況でございますが、今年度2月末までの実績で申し上げますと、緊急通報が74件ございまして、うち、救急車の出動をしたものが70件でございます。そのほか、相談あるいは誤報など含め、全部で1,786件の通報がございました。

○鈴木委員　今、あらましを伺いまして、結構やっぱりふえてきているなあ。どうしても社会状況が、おひとり住まいの方がふえてくるということは、そういう背景もあるのかなあというふうに思うんですけれども、これを見ると1割ぐらいふえてきているなあという感じがするんですよ。ですから、こういった予算もこれから取り組まないかんのですけれども、基本的には、

この数年ずうっとこの制度についての見直しも含めて、そういったことは変わっていないというふうな認識でよろしいですか。大体、今対応状況については聞いたんですけれども、そういう認識でいいですか。変わっていない、対応状況を変えたとか、そういうことではないですね。

○高齢者生きがい課長　平成27年11月から、消防無線のデジタル化に伴いまして、コールセンター方式に変更いたしました。これを機会に直営から委託に変更させていただき、長期継続での委託契約を結んでおります。その折に、住民税課税の方の一部負担金の徴収というものを実施させていただいております。

○鈴木委員　わかりました。それなりにこういった緊急の通報装置というのは、非常に74件、救急車も70件程度出動している、全部で1,786件ということは、それなりの意義というものはあるとは認識するんですけれども、今後、もう少し緊急装置の設置について、負担も含めて、やっぱりちょっとどういう方向で進めていくかということについて考えてもらえればなあと考えておりますので、きょうは予算ですので、この程度にとどめますけれども、そういった見守りも含めて、もう少し有効的な活用ができないのかなというふうに思っておりますので、その程度にとどめておきます。1割程度ふえてきているという認識を含めて、利用勝手のいいような、また改善もお願いできたらなというふうに思っておりますので。

また、もう一点は、時代に合った委託契約に変えたというふうに言われましたけれども、まだやりようによっても、形態という一つのこともありますので、そんなものと絡められれば、コストも含めて使い勝手もよくなるんじゃないかなという気もしますので、その部分の研究もお進めいただきたいと、このように思っております。

私のほうからは以上です。

○委員長　ありがとうございます。御意見賜りました。

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について

審査をします。

当局から、補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課の所管につきまして、該当箇所を説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書のほうをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

26ページ、27ページの上段をお願いいたします。

13款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管のわかくさ園目的外使用料（駐車場）から在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの3項目でございます。

少しはねていただきまして、32ページ、33ページの下段をお願いいたします。

13款2項2目1節社会福祉手数料のうち、福祉課所管の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

34ページ、35ページの下段のほうをお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

36ページ、37ページの中段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から生活困窮者自立相談支援事業費負担金までの9項目でございます。

38ページ、39ページの最上段をお願いいたします。

14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の地域生活支援事業費補助金でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活保護費補助金でございます。

40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

14款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。その下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

42ページ、43ページの最下段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金から民生委員推薦会負担金までの4項目でございます。

44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金及び行旅死亡（病）人取扱費負担金でございます。その下の4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金でございます。

46ページ、47ページの上段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金から、軽度・中等度難聴児補聴器給付費補助金までの7項目でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

3節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

50ページ、51ページの下段をお願いいたします。

15款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

少しはねていただきまして、60ページ、61ページの最下段をお願いいたします。

20款5項2目11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料から心身障害者小規模授産事業給食費徴収金までの3項目でございます。

64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

21款1項2目1節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、178ページ、179ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の人件費等から、190ページ、191ページの中段の社会保障費の前まででございます。

少しはねていただきまして、198ページ、199ページの中段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費の社会福祉関係団体育成事業から、200ページ、

201ページの中段の民生委員推薦会事業まででございます。

少しはねていただきまして、232ページ、233ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費の生活保護事業から、236、237ページの上段の行旅死亡（病）人取扱事業まででございます。

そのすぐ下、3款4項1目被災者支援費の災害援護事業から、238、239ページの上段の災害援護資金貸付事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　181ページのさっき高齢者のほうのちょっと聞きかけたんですけど、成年後見制度ですけど、江南市成年後見センター事業費補助金ということで40万円、それから後見人報酬助成費で134万4,000円とあるんですけども、多分社協に委託をされての話かなと思うんですけど、まずその内容についてちょっと教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　江南市成年後見センター事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託しております。その関係で、その後見人の報酬助成ですけども、こちらのほうは今年度の実績で2件ございますが、家庭裁判所の審判員による報酬金額が固まったときに、その分、生保に準ずるような低所得であれば、助成するということになっております。

○森委員　そうすると、この後見人報酬助成費というのは、どなたか弁護士さんなりに、1人に幾らというんじゃなくて、成功報酬のような感じになるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　成功報酬といいますか、家裁のほうで認定がおりれば、その分に対しての助成ということになってきます。

○森委員　そうすると、今2件と言われたけれども、2人の方の後見人に対して134万円を支払うというふうに見ればいいんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　2件に対してというよりも、今後出てくるであろうという数字を想定した人数でございます。

- 森委員　　そうすると、その程度によるんでしょけど、実際には1件当たりどのくらいの支払いになってくるんですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　こちらのほうの月の上限が2万8,000円と決まっておりますので、月の2万8,000円分に対して、あと人数と何カ月という月という積算になっています。
- 森委員　　2万8,000円か、安いね。
- そうじゃなくて、その方のずうっと後見だから、いわゆる生活の面倒を見るという言い方、後見人としての仕事をしていただくのに、1カ月の単価がこのくらいだよということですね。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　その方に対する最低生活というのか、それだけ収入がない場合になりますので、それだけ助成すれば生活ができるという金額になっています。
- 森委員　　これ、後見人に支払うお金でしょう。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　後見人に支払うお金になります。
- 森委員　　そうすると、現在実際に何人ぐらいの方がこの制度を利用されているんでしょうか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　今現状としては2件が続いております。
- 森委員　　2人しか利用していないの。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　あと、障害者の部分になりますけれども、ある程度例えば助成して、年金収入が若干あったりとか、収入があって、だんだんその生活費を使わなくなってきましたと、逆に助成する必要がなくなりますので、預貯金のほうで生活していただくということになりますと、助成はなくなるということになります。
- 森委員　　そういう意味ではなくて、後見人制度そのものを利用して、そういう方の支援のもとに生活、要するにお金の管理だとか、そういうことをやってもらって生活が成り立っているという方がどのくらい見えますか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　うちで把握している分については2件になりますけれども、民間のほうで直接、例えば助成なしでやってみえる方が見えますと、実際の件数というのがどれぐらいというのは何とも言えな

い状況になります。

○森委員 実際には、ある程度のお金もあって、自分でというか、家族の方が頼めるということで、そういうふうによられてみえる方もあるかと思うんですけれども、実際にはなかなか、1人で暮らしていて非常にお金の管理やなんかも難しいという方に対して、この制度が社協などに委託して、もっともっとたくさんの人たちが、いわゆるだまされたりなんかしないようにしていかなきゃいけないのでと思って、もう少し充実をと思ったんですけど、実際にまだ社協がつかんでいる人も含めて、これ同じ人数ですか。何かもっと大勢いるんじゃないかと思ったんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらのほうの助成というのは、あくまでも生活保護に近い方が助成されますので、例えば年金収入がある程度ある方については対象になってこないものですから、全て把握することはちょっと不可能になります。社協のほうで相談があれば、委託料というのか、補助金としてセンターと事業費を補助しておるんですけども、その中で、社協のほうが具体的にどれぐらいケースとして抱えておるのかというのは、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。

○森委員 私は、障害者の方の中でそういう後見人をつける必要があるという方に対しては、全体でやっぱり把握してもらったほうがいいんじゃないかなあと思います。それだけちょっと要望しておきます。

それから、あとちょっとわからないのが2点ほどありまして、235ページに生活困窮者住居確保給付金給付事業ということで、国の制度としてこれが行われているということですが、実際にこの対象になる人たちはどういう方で、利用されている方というか、対象になる人はどういう方なんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 住宅確保給付金については、離職者の方であって、就労能力とか、就労意欲がある方が、住宅の喪失または恐れのあるものに対して支給するものとなっております。平成30年度の実績としては5件ございます。

○森委員 それからもう一つ、237ページに被災者生活再建支援金支給事業ということで、県の助成金という形なんですけど、これはどういう。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　こちらの被災者生活再建支援金支給事業については、今年度5月から対象になったものになります。自然災害によって、生活基盤の著しい被害を受けた世帯のうちで、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対して支給したもので、今年度江南市としては2件、台風の関係でございます。

○森委員　この前やったやつだね、わかりました。

あと、わかくさ園の関係なんですけど、この前ちょっとわかくさ園にお邪魔をしたときに、私、わかくさ園というのは利用料などというのはないんだと思っていたら、利用料をいただいているということだったんですけど、逆にこの予算を見てみると、そういうものは出てきていないので、どういう仕組みで今運営されているのかなあと。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　わかくさ園については、障害児の通所の給付事業ということで、基本的には1割負担という形で負担がございませう。

歳入については、こちらでいうと、61ページのほうの下から3つ目の障害児通所給付事業利用料というのが、わかくさ園の利用料となっています。

○森委員　実際には、これどういう、金額的には1割ということでしたけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　基本的には1割なんですけれども、実際上限というのがございまして、市町村民税の課税世帯で所得割の合計が28万円未満の方というのは、月額の上限が4,600円になりますので、その分が上限でありまして、使わなければ、もっと少ない利用料になってきます。

○森委員　わかりました。

わかくさ園の関係で、今、職員の方の人数と、それから臨職とあると思うんですけど、その人数はどういうふうになっていますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　今、正職が園長と園長代理とクラス担当ということで3名ございます。そのほかパート保育士が2名で、あと環境整備員、こちらのほうの臨時的任用になりますけど、1名ございます。計6名でございます。

○森委員　あと、この中で修繕費というのが、施設の修繕料で48万6,000円で、器具というのは、いろいろ遊具だとかあるんですが、わずか1万5,000

円なんですけれども、実際にはかなり老朽ということもあるんですが、ちょっと余りにも少ないんじゃないかなあと。だから、かなりトイレだとか、先生方のほうのトイレだとか、子供たちのトイレだとか、そういう点についても、もっとしっかりと改修をしていく必要があるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、今回の48万6,000円というのはどういうことを見込んでやっていっているんですか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 通常 of 修繕の積算については、前年実績とか、その辺も含めてやりたいんですけれども、実際は平米単価のほうで修繕料が決まっております。

また、今回臨時的にですけれども、げた箱のほうがちよっとささくれが多いということで、その修繕のほうと、トイレの便器がやっぱり古くて、和式ということもございますので、洋式のほうに変更する予定となっております。

- 森委員 一般質問のときにもあれしたんですけれども、老朽化ということで、それを前提にしてどうするかという議論があつて、保全計画が間もなく発表されて、そこでいろいろ出てくると思うんですけれども、この予算の中にもあるように、作業療法士ですとか、音楽療法士だとか、言語発達訓練だとか、こういうことでしっかりとやっていただいているので、ぜひこれからも守っていただきたいということをお願いしておきます。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をします。

当局から、補足説明がありましたらお願いします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、健康づくり課の所管を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

予算書の32ページ、33ページ下段をお願いいたします。

13款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入、以下3項目でございます。

次に36ページ、37ページの下段をお願いいたします。

14款 1項 2目 1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に42ページ、43ページの最上段をお願いいたします。

14款 4項 3目 1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

次に44ページ、45ページをお願いいたします。

中段の15款 1項 2目 1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の15款 2項 3目 1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金、以下5項目でございます。

次に、少し飛びまして60ページ、61ページをお願いいたします。

上段の20款 5項 2目 6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、63ページをお願いいたします。

最上段の11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費、以下5項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

238ページ、239ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費でございます。

241ページから255ページの骨髄提供者等支援事業までの合計14事務事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　243ページに、健康の道看板撤去工事費というのがあって、片方で健康の道、ウォー筋グ運動普及というのがあって、何か矛盾したような感じがするんですけど、これはどういうものでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらですけれども、健康の道のル

ートの見直しが布袋小学校の南側のところでございまして、そちらに、ルート外のところにポールが1本設置されているというものがあります。また、ポールが設置されたのが平成5年でございまして、かなり老朽化が進んでいるというところもございます。当時はウォーキングという走りでしたので、こういったポールをつけてPRもしてきたところでもありますけれども、今に至っては、皆さんウォーキングというのが普及をされておるものですから、このポールに関しては、支障のないところ、直線のようなところで老朽化が激しいものにあっては、随時悪くなったものから撤去のほうをしていきたいと考えております。

かわりにと申し上げますと、例えば今までもですけれども、チラシなどを作成しておるんですけれども、そういったもののPRだとか、あとホームページのほうで健康の道のPRだとか、こういったところで順次PRのほうもしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員　　ポール1本、もっとたくさん。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　撤去するポールの数につきましては、3本を予定しております。

○森委員　　それからもう一つ、その下にあるこうなん健康マイレージ事業というんですけど、どうも私ぴんどこないんですけど、この運動。実際に、かなりの人が参加していただいているんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　平成29年度の実績でございますけれども、こちらは参加されて、途中でやめられる方もお見えになりますけれども、そういった方の数はわかりませんので、具体的、40ポイントをためて記念品を交換された、また「まいか」というカードをお渡ししておりますけれども、こちらのほうの数が213名です。

平成30年度に至りましては、12月末までの実績ですけれども、235名ということで、先ほどの213名というのも12月末の実績でございます。先ほどの12月末の時点で見ますと、10.3%のアップとなっておりますが、ちなみに平成29年度の実績は258名でございます。

○森委員　　最終ね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　最終は258名でした。

○森委員　　なかなかこの運動のイメージが湧いてこなくて、なかなか参加というふうにはならないんですけど、ぜひまたしっかりPRしていただいて、せっかく取り組んでいることでもありますので、実際にはもっと大勢の方が挑戦して、途中でもう、記念品まで到達しなかったという人が結構見えるんじゃないかなあとは思んですけど、わかりました。

それでもう一つ、次の追加の補正との関係でよくわからないんですけど、245ページに、風しんワクチン接種助成金というのが10万円あるんですけど、これはどういうものなんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちらにつきましては、妊娠を予定、希望されてみえる女性、初産の方に限りませけれども、こちらの方に対する助成でございまして、こちらについてはこれまでも実施してまいった事業でございまして。

○森委員　　あと、これが大変難しいんですけど、249ページに子育て世代包括支援センター運営事業ということで、新たに妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援の提供ということで、健康づくり課のほうでは、ここにありますが、母子保健型ということであります。実際に、今回は準備ということで金額的には少ないんですけども、実際に来年度から実施をしようとする、かなりの保健師さんなども補充をしていかなきゃいけないと思うし、このプランもつくっていくというようなことなんですけれども、この辺のところ、ここでは開設準備なんですけど、実際にはどういうふうになっていくんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　子育て世代包括支援センターの開設に当たりましては、平成32年度の途中を考えております。職員につきましては、まだ確定はしておりません。今後、人事のほうとも交渉していくこととなりますので、人数とかはちょっと申し上げられませんが、当然保健師だとか、そういった資格を持った者を現在の職員に追加して対応するようなこととなります。当然職員の追加ということになると、4月1日の時点では要求をしないといけないというところで、開設までは研修期間という状況を想定しております。平成32年4月1日から職員を増員するという前提で、平成31年度中にその準備として、いろいろな備品などを購入するということ

で、今回予算のほうを上げさせていただいております。

○森委員 保健師さん、助産師、看護師、こういう人たちをあれしていかなきゃいけないと思うし、かなり事務的にも、一人一人についての支援台帳だとか、支援プランだとか、そういうものもつくっていかないといけないわけでしょう。それで、妊婦の時代から、赤ちゃんを妊娠した時点から、いろいろ悩みを抱えた人たちに対する支援もしていかなきゃいけないということになっていくわけなんですけれども、その辺のためには、来年度から採用することだけでは足りないんじゃないかな。今言われたように、研修が絶対必要になってくるし、その辺の体制はどういうふうに考えてみえるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今、森委員さんおっしゃられました支援プランを作成したり、支援の必要な妊婦だとか、お母さんに対する支援というのは、支援プランというのは新たなことですけれども、この支援という部分については現在も行っております。子育て世代包括支援センターを立ち上げて、その部分をより強化すると。

また、具体的には、先ほど申しました支援プランというものを新たに作成することにはなりますけれども、事業全てを新規ということでもないものですから、当方としては、研修期間としてはそれなりの月数でいけるのかなあというふうに考えております。

○森委員 今でも、生まれた赤ちゃんに対する追跡調査というのは変だけど、一軒一軒訪問して回るだとか、そういうふうなことがやられているかと思うんですけれども、そういうものも今度はこの中にされてくるということにはなるとは思うんですけれども、一番はやっぱり何人ぐらい増員しなきゃいけないというふうに思ってみえるんですか。保健師あるいは助産師、看護師さん、必要だと思うんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 その部分については、まだ今後人事のほうと詰めていくことになりますので、当方が、健康づくり課として欲しい人員というのは今持っていますけれども、その点については、少し答弁のほうは現時点ではお答えしづらいなあというところですので、お願いいたします。

○森委員 しっかり人員の要求はしていただかなきゃいけないと思うんですけど、今でも江南市は、ほかの岩倉市とか、犬山市なんかは比べても保健師さんの数というのは少ないんじゃないかなあと思っているんですけど、今実質、こちらの介護のほうに見えている方を別にすると何人見えるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 11名でございます。

○森委員 11名ということは1万人に1人、9,000人に1人ぐらいか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 人口でいくと、9,000人から1万人に1人ということになります。

○森委員 ですよ。だから、むちゃくちゃ少ないんですよ、保健師さんの数が。保健師さん自身は、ふえたなあとと思ったら、こちらの介護の関係にとられるというと語弊があるけれども、なっけてきているので、実際の仕事の分野では随分過重になってきているというふうに思います。

そういう意味での臨時の方というのは、何人か見えるんですか。総合的にやってもらえる方というのは。

○健康づくり課長兼保健センター所長 済みません、臨時の数については大変たくさんおります。日々、毎日来る方だけじゃなくて、事業だけで見えになる方も見えますので、なかなか今すぐに何人というのはお答えできませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。お願いします。

○森委員 わかりました。

○委員長 健康づくり課はまだ質問ありますか。

○森委員 あと骨髄バンクを。

○委員長 じゃあ、暫時休憩します。

午前11時58分 休 憩

午後1時05分 開 議

○委員長 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

先ほどの答弁保留になっておりました部分をお答えいただきたいと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長 先ほど答弁を保留させていただきま

した臨時・パート職員の保健師の数でございますが、臨時・パート職員の保健師は6名でございます。それ以外に助産師が1名おりまして、あと事業のみの来ていただく保健師が1名ほかにお見えになります。以上です。

○委員長　ほかに質疑をお聞きしますが。

○森委員　新しい事業で骨髄バンクが今回あるんですけれども、それで、255ページで、資料が出ていていまして、資料が27ページですね。池江さんのことで一気に関心が高まったということなんですけど、これを見ていて、この勤務の事業所などにも、休んだのに対して企業に対しても、これは報償金というんですか、そういうものが出るということなんですよね。

実際に、これ、骨髄を提供するのにかかる日数というのは、実際にはどのぐらいかかるものなのか。ここでは7日間が限度と書いてありますけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　ドナーになるまで、これは、内容といたしましては、確認の検査だとか最終同意のための通院ということで2日。あとは、今度、正式にドナーに、提供することが決まりまして、その採取のためには通院として2日から4日程度、また入院が3泊4日程度かかるということで、少なくとも8日以上はかかるということを確認しております。

○森委員　それで、今回のこの予算は何人分ということになるんですか。21万円か。1人分か。

○健康づくり課長兼保健センター所長　平成29年度の愛知県のこの骨髄の移植の実績が、人口10万人当たり0.77人ということでございますので、こういった制度を設けてみえることを想定いたしましても、江南市として1人ということを考えております。1人分の予算でございます。

○森委員　実際には、さっきの話じゃないんですけど、関心が高まっているときなので、例えばふえた場合はどう。補正で組めるの。お断りするということがないようにしてほしいわけですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今、スポーツ選手の関係で非常にドナーの登録はふえているということなんですけれども、なかなか実際に移植となると、また一つ非常に高いハードルがあるというふうに思っておりますが、そういったことでございますけれども、そういった要望があれば、健康づくり課の予算の中で足りない場合は対応をしてまいりたいと考えております。

す。

○森委員　実際には企業の協力がないと、これだけ1週間ぐらいは、さっきの話で8日間かかるということですので、その間、仕事を休まなきゃいけないので、企業の協力なしにはできないこと、本人さんの意欲だけでは何ともならない部分もあるので。

わかりました。もし希望が出た場合には、ぜひ対応していただければと思います。

○中野委員　私も以前、これ、骨髄移植の一般質問を少しさせていただいた経緯もありまして、提供者は結構いるんですけど、なかなかミスマッチで提供されないということが結構多いというような記事も読みまして、これは実際に使ってもらえるように周知みたいなのでどうやってされるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　実際の事業をするに当たりましては、市というよりは、県だとか、日赤だとか、あとこちらの骨髄バンクのほう為主となってこういったドナーの制度というのは行われておりますけれども、今の江南市ができる周知といたしましては、毎年10月、すいとぴあ江南で開催されている江南市民まつりに合わせて、江南ライオンズクラブが主催しております献血及びドナー登録というのがございますけれども、こちらを現況は広報「こうなん」でお知らせのほうをさせていただいております。また、今回、議会のほうでお認めをいただければ、こういったドナー制度があることについて、広報紙だとかホームページのほうでもPRしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○中野委員　ぜひ、この辺で結構ミスマッチでなかなか提供されないというケースも多いみたいなので、この辺のほうをよろしく願いいたします。

○森委員　今まではこういう助成制度ってなかったの。何か別の形であったんですか。いわゆる骨髄バンクのほう提供してくれた人たちに対して何らかのお礼のような、そういうようなものってあったんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今まではございませんでした。ただ、愛知県のほうで平成31年度からこういった助成のほうを開始するということがございましたので、県の要綱に準じて、市のほうも平成31年度より実施のほうを予定しておるところでございます。

なお、県下においては、これまで5市町がこういった助成制度を持っておりました。ただ、その中で事業所まで助成の対象としておったのは名古屋市と北名古屋市の2市という状況ではありましたが、そのような状況です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管事項に属する歳入・歳出につきまして御説明いたします。

歳入でございます。

予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄最上段の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、40、41ページをお願いいたします。

中段、14款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、説明欄下段にございます基礎年金等事務費委託金と協力連携事務費委託金でございます。

44、45ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄最上段にございます国民健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

46、47ページをお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金ではありますが、説明欄下段にございます後期高齢者福祉医療費補助金を初め6件でございます。

その下、2節児童福祉費補助金のうち、母子・父子家庭医療費補助金を初め4件でございます。

60、61ページをお願いいたします。

最上段、20款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金にあります高額療養費等徴収金でございます。

62、63ページをお願いいたします。

20款5項2目11節雑入のうち、上段にあります後期高齢者健康診査委託費と後期高齢者医療制度特別対策補助金でございます。

次に、歳出でございます。

190、191ページをお願いいたします。

3款1項3目社会保障費で、191ページ説明欄の人件費等から、198、199ページの国民年金事業まで12事業でございます。

少し飛びまして、230ページ、231ページをお願いいたします。

最上段、3款2項3目医療助成費で、231ページ説明欄の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業でございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　じゃあ最初に、この230ページのほうの医療助成費ですけども、1,652万3,000円の減額になっているんですね、前年比。基本的に医療費というのは伸びるものだというあれがあるんですけども、今回減額になった理由というのはどこにあるんですか。

○保険年金課長　子ども医療費助成事業につきまして、平成28年度から対象のほうを拡大しておりますけれども、見込みのほうがなかなかできませんでしたので、少し多目に予算上では見込んでおりましたけれども、平成28年、平成29年度と数値が固まります中で、予算のほうも少し落ちついてきたというところがございまして、そういったことから、子ども医療費助成事業につきましては約1,500万円ほど減少しているのが主な要因でございます。

○森委員　それで、この特定財源の1億2,940万5,000円というのはどちらにかかる助成になるの。子ども医療ですか、福祉医療。福祉医療は上にあるな。

子ども医療費だとすると、かなり高い金額が出ているなと思って。これは何歳、就学前だよな。

○保険年金課長　それにつきましては、未就学児のみでございます。

○森委員　そうですね。

だから、5億6,000万円のうちのその見方としては、2億5,881万円、約半

分が未就学児ということで見ればいいんですかね。実際、実質的にどうなのかということなんですけど。

○保険年金課長 予算のほうを年齢別で分けして御説明させていただきますと、県補助対象でございます就学前の通院、こちらのほうが1億6,800万円で、同じく就学前の入院のほうが6,210万円で、同じく県補助対象でございます小・中学生の入院につきまして2,871万円の予算でございます。こちらを合わせまして、全部で2億5,881万円となりまして、その2分の1が補助対象ということでございます。

○森委員 入院があるのね、わかりました。

それから、あとは197ページですけど、後期高齢者健康診査の委託料ということでもありますけれども、実際にこの対象者数と受診者数ですね、それはどうなっていますか。

○保険年金課長 まず受診者数でございますけれども、平成30年4月1日付での被保険者数で申し上げますと1万3,785名で、受診者数のほうですが、健康診査での受診者数、こちらが6,575名で、人間ドックのほうも合わせて換算できますことから、人間ドックのほう255名でございます。この全体の受診率で申し上げますと、49.55%ということになります。

○森委員 これをどう見るかだわね。

なかなか75歳以上は今まで対象にならなかったのが、去年、おととしぐらいからかな、対象になってきたので、また普及をしていただきたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課の歳入・歳出予算について御説明をさせていただきます。初めに、歳入でございます。

予算書の30ページ、31ページの上段をお願いいたします。

13款1項7目1節小学校使用料、その下、2節中学校使用料、最下段の4

節保健体育使用料のうち、上段にございます教育課分で、学校給食センター
目的外使用料（電柱）ほか1件でございます。

続いて、38ページ、39ページの上段をお願いいたします。

14款2項5目1節小学校費補助金、その下から40ページ、41ページ上段に
かけまして、2節中学校費補助金。

続いて、48ページ、49ページの最下段から、50ページ、51ページ上段をお
願いいたします。

15款2項6目1節教育総務費補助金のうち、教育課分で、放課後子ども教
室推進事業費補助金ほか2件でございます。

続いて、52ページ、53ページ上段をお願いいたします。

15款3項7目1節教育総務費委託金。

はねていただきまして、54ページ、55ページ中段やや下をお願いいたしま
す。

16款1項2目1節利子及び配当金のうち、下段にございます教育課分で、
江南市横田教育文化事業基金利子ほか1件でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページ中段をお願いいたします。

18款1項1目1節基金繰入金のうち、中段にございます教育課分で、江南
市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2件でございます。

60ページ、61ページ中段をお願いいたします。

20款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金、その下、10節電話料収
入のうち、中段にございます教育課分で、学校施設の電話使用料でございま
す。

64ページ、65ページ最上段をお願いいたします。

20款5項2目11節雑入のうち、最上段の教育課分で、小学生平和教育研修
派遣事業費負担分ほか4件でございます。

次に、歳出でございます。

飛びまして、374ページ、375ページ下段をお願いいたします。

下段から、10款1項1目の教育支援費でございます。

そして、少し飛びまして、384ページ、385ページをお願いいたします。

中段から、10款1項2目教育環境費でございます。

また少し飛びまして、394ページ、395ページをお願いいたします。

最上段から、10款2項1目の小学校費。

そして、続きますが、406ページ、407ページをお願いいたします。

ページ最上段から、10款3項1目中学校費でございます。

また少し飛びますが、448ページ、449ページをお願いいたします。

下段からでございますが、10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　じゃあ、順番に。ページの順番で。

377ページで、特別支援学級の支援員を今回また増員をさせていただいたんですけれども、これ、学校の配置、派遣ということになると、どういうふうになるんでしょうか。小学校、中学校を合わせて、これは23人ということになるかと思うんですけど。

○教育課長　2名増員となるわけでございますが、こちらのほうはまだ具体的にどの学校に配置するということは決まっておりませんので、また今後、学校の状況ですとかを踏まえて配置してまいります。

○森委員　この支援員、職員とは別にスクールサポーターという制度があると思うんですけど、それは予算的にはどういうふうになっているんですか。

○教育長　今、森委員おっしゃったのは、スクールサポーター、要するにスクールサポートスタッフ、県の事業のことでしょうか。

○森委員　県なのかなあ、よくわからない。

○教育長　ことし、県のほう、まだ予算はもちろん確定していませんけれども、中学校のほうに数名派遣するという話を聞いておりますが、本市としても、当初、要望をさせていただきましたが、実際に現場を考えますと、中学校よりも小学校のほうにスクールサポートスタッフというのは必要だろうというようなことから、今回、中学校が該当しないということがございましたので、市のほうの予算としては計上しなかったということでございます。

○森委員　いわゆる支援員ということになると、先生の資格が必要になってくるわけですよね。そうでもないですか。

○教育長　支援員ももちろん免許は必要ございませんけれども、スクールサポートスタッフも免許は必要ないということで、これは、働き方改革の中で、教員としてやらなくてもいいような用務ですね、例えば印刷業務とかそういうものについて、各学校でそのスタッフを配置して、少しでも先生方の多忙を減らすというような目的があるわけでありますので、教員の免許は必要でないというようなことで、そういう事業だというふうに聞いております。

○森委員　だから、本当、そういう方に学校のいわゆる応援に入っていて、先生方が子供たちの指導に直接しっかり当たることができるようにしていただければいいかなというふうに思うんですけど、中学校には何人か見えるんですか。

○教育長　スクールサポートスタッフについては、今年度からの新規事業というふうに聞いておまして、現在、江南市に中学校でスクールサポートスタッフはおりません。

○福田委員　今の関連ですけど、先ほど教育長は、中学より小学校だというような、このスクールサポート。今お答えになったように、今、中学でもないと。小学校に必要なので県のほうの助成金を申請しなかったから予算計上しなかったとおっしゃいましたけど、小学校のほうがなぜ必要だということをお聞かせ願いたい。

○教育長　まず学校の定数で考えますと、中学校のほうが定数基準としては多いんですね、学級数に対して大体1.5倍ぐらいの職員がいます。小学校は大体1.1倍弱であります。学校を回っていただくと、御承知だと思いますが、ほとんど小学校は担任で全部出てしまっていて、職員室は校長と教頭ぐらいしかいないような、そんな状況であります。

したがって、実際、そういう印刷業務だとかそういうことについては、中学校であれば、俗に言う担任を持たないフリーの先生方も学年にはお見えですので、そういう方が対応すれば可能だろうと思いますけれども、小学校は本当にそういう意味ではそういうスタッフがないので、小学校のほうが必要だというふうに私は考えましたので、小学校に要望したということですが、今回、県のほうは、小学校には配置しない、中学校には配置する。この理由をいろいろ聞いてみますと、要するに在校時間が中学校は長いんで

す。長い理由は部活動があるので長くなっているんですけども、でも在校時間が長いほうにまずは配置していきたいというような目的があったというふうに聞いておりました、そういうこともあったので、今回については市としては見送ったと。

再来年度については、小学校にも配置したいというふうに県のほうは言っておりますので、そのときにはぜひ江南市としても要望していこうかなというふうに思っております。

○委員長　ほか、質疑ありませんか。

○森委員　385ページに、心の教室相談員、それからスクールソーシャルワーカーの配置ということであるんですけども、一般質問のときにもどなたかが言ってみえたかなあと思うんですけど、相談員の勤務時間と実際の身分というのはどういうふうになるのでしょうか。

○教育課長　心の教室相談員、身分としてはパート職員というふうになります。小学校については年間150日の1日4時間で、中学校につきましては年間160日で4時間というふうになってございます。

あとスクールソーシャルワーカーでございますが、スクールソーシャルワーカーは嘱託職員ということで、時間としましては1日6時間で、2週間で5日勤務ということでございます。

○森委員　2週間で5日、週に2日か3日か……。

○教育課長　2.5日です。

○森委員　2.5日、1週間でいくと。

○教育長　ちょっと補足させてください。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、市としては1人工で考えておりますが、人充てがなかなか、1週間全部持っていただくのは非常に大変ということもあったもんですから、1人工を2人で対応していただくというようなことがございましたので、本来なら1週間で5日というのがベースですけども、それを2週間に対して5日働いていただいて、結果的には2人で1週間全部働くというような形になるわけですので、そういうふうにお考えいただけるといいかなと。1人当たりになると、1週間に2.5日ということになります。

○森委員　それで、特に心の教室のほうについては、1日4時間ということなので、何時に出勤して何時になるんですか。10時だと2時ごろまでか。

○教育課管理指導主事　勤務時間につきましては、学校の用途に合わせて勤務時間がずれておりますので、9時から1時までとか、10時から2時までとか、休憩時間もありますけれども、それを挟んで4時間勤務をしていただいております。

○森委員　年間というか、1人当たりこれを直すと62万円ぐらいなんですよ、62万円から63万円ぐらい。だから、本当にこれだけの仕事というふうにはならないので、もっと時間をふやして、本当にもうじっくりその学校の中で子供たちの悩みだとかそういうことに向かい合っていたら、もうそういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、1日4時間ということで行くと、本当に中途半端じゃないのかなあと思うんですけど、実際にはどうなんですかね。

○教育課管理指導主事　心の教室の相談員のほうは、実際に子供と向き合っただけで相談する時間というのは、やはり学校のカリキュラム上、2時間目から3時間目の長放課、あとは昼からの5時間目が始まる前の15分から20分ぐらいの長放課の間しかない現状があって、それ以外は、やはり教室に入っただけで子供たちの様子を見てもらうとか、そういうふうになるので、勤務的には、その長い時間に子供が相談できる体制がとれたらいいなというふうには思っております。

○森委員　中には、不登校の子たちの中でもここになら出てこられるとか、昔はよく保健室という話があったけど、そうではないけれども、ちゃんと相談というか話を聞いてくれる人のところに人がきちんといけば、そこで相談室があいていけば、そこに行って話ができると。そういういつも開かれた状態をつくっておかないとまずいけないんじゃないのかなあというふうに思っただけで、もうちょっとその身分をしっかりと保障したほうがいいんじゃないのかなあというふうに前から思っているものですから、ちょっと聞いてみたんですけど。

先生方、実際のこの相談員さんの中からそういう声は出てこないんですか。

○教育課長　今のところ、心の相談員さんから時間数をふやしてほしいとい

うような言葉はございませんが、小学校と中学校とを比べますと、若干日数としては中学校を多目にとってございますので、そういう意味では中学校に対してより手厚く相談時間をふやしているというふうに思っております。

○森委員　あと、スクールカウンセラーというのはどうなるんですか。あれは県の事業ですか。

○教育長　スクールカウンセラーは県の派遣事業ということになりますので、県のほうからは、前も議会のほうでも答弁させていただいておりますけれども、中学校は各1名、それから小学校は10校で3名が巡回していくという形でございます。大体中学校ですと週1回ぐらい来校されますし、小学校ですと2週間、3週間に1回ぐらいというような感じになるということでございます。

○森委員　とにかく今いろいろ全国的に問題が起きているもんだから、そういうことが起きないように事前の対応をしっかりとさせていただければというふうに思います。

あと、小学校費なんですけど、これは中学のほうも関係するんですけど、就学援助の関係で、報道によると単価の引き上げがあったということで、特に入学の準備金だとかそういうことで単価の引き上げがあったということなんですけど、この4月入学の方については、もう既に2月から3月にかけて支給されていますよね。だけど、それにプラス、引き上げがあったということなので、その引き上げ分については追加で支給されるのかどうかということなんですけど、その辺はどうなんですか。

○教育課長　平成30年6月議会のときに、就学援助の増額につきまして補正予算をお願いしていたところです。今回の当初予算につきましては、もうあらかじめ、ことし、平成31年入学の児童・生徒につきましては、もう既に増額した状況で、ことしの2月25日に支払いを済ませております。

○森委員　そうしたら、入学の準備金で約1万円ほど新たに上がっていると思うんですけど、その金額で支払われているということでもいいですか。平成30年度だから、予算的には平成30年度の予算になるんですけど。

○教育課長　はい、増した金額でお支払いをしてございます。

○森委員　そうすると、それ以外に、入学準備金は小学校も中学校も1万円

それぞれ上がっているんですけど、あと新たに卒業アルバムだとか修学旅行費なんかも上がってきているというふうに聞いているんですけど、その辺は、今度、新年度の予算で対応していただけるということでしょうか。

○教育課長 江南市のほうでは、修学旅行費、卒業アルバムなどについては就学援助で対応をしてございません。

○森委員 修学旅行費も就学援助に入っていないんですか。入っているよね。

○教育課長 入ってございます。

○森委員 入っているけれども、上がってはいないということですか。

○教育課長 修学旅行費については、かかった実費をお支払いしてございます。

○森委員 普通はみんな積み立てをされるじゃないですか、各学校で、修学旅行費って。一般的にはだよ。その積立分を就学援助の中で払っているということになると思うんですけど。

○教育課長 最終的に、精算の段階でかかった費用のほうをお支払いしているということです。

○森委員 積み立ては、その就学援助を受けている人たちは特にもうやらないで、もう実際にかかった費用だけで対応しているんですか。

○教育課長 積み立てはしていただいて、後からかかった費用だけを精算でお返しをしていると。一旦積み立ては保護者のほうでしていただくんですが、最後にかかった費用を精算でお返ししていると。

○森委員 積み立ては、そうするとそれぞれ払わなきゃいけないんだ。

それから、卒業アルバムというのは新しいメニューだというふうに聞いているんですけど。今まではなかったけれども、今年度、平成31年度からのメニューだというふうに聞いているんですけど。

○教育課長 まだ江南市では卒業アルバムについては対応してございません。

○森委員 来年の3月の話ですから、まだ間があるかと思うんですけど、また情報収集をしていただければというふうに思います。

それから、小学校の関係で、古知野南小学校のプールサイドの床の改修工事費というのが出ておりますけれども、古南だけではなくて、かなりプールの周りが結構大変なところもあるみたいですが、これはどういう工事です

か。

○教育課長 プールサイドの床面が樹脂製のやわらかい素材になっているんですけど、経年劣化でひび割れですとか、そういったものが非常に特に古知野南小学校はひどい状況になっていましたので、床面の張りかえ工事を行うということでございます。

○森委員 そうすると、全面やるのね。これ、700万円ということになると、結構な金額。

○教育課長 はい、全面でございます。

○森委員 たしか古知野西も何かそんな話を聞いた記憶があるんだけど。

あと、小学校の平和教育の関係はここに入っているんですけど、広島派遣は。397ページ、ごめんなさい、ありました。

それで、これが10人なんですよね。本当は各校から2人は派遣してほしいなと思うんですけども、どういう形で今10人を選んで行ってもらっているんですか。

○教育課長 各校から、第1次審査ということで、児童から作文を提出していただきます。一応そこで選考という形とはなっていますが、おおむね大体2次審査のほうに進んで、2次審査のほうで各校1人になるように抽せんをして、1人を選定してございます。

○森委員 作文は全員に書いてもらうんですか。

○教育課長 はい、応募した児童全員に書いていただきます。

○森委員 希望する人に書いてもらうのね。

○教育課長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 何人ぐらい作文を書いてくれるんですか。例えば去年、各学校。

○教育課長 各校そんなには出てまいりませんでして、本当に数人という。

○森委員 やっぱりそれで報告会はやるんですか。

○教育課長 はい、各校で報告会をしておると聞いております。

○森委員 だから、やっぱり報告会をやるには複数がいいんですよ。一緒に相談をしながら報告もする必要があるわけなので、そんなに予算が飛び出るほど大きな金額じゃないわけなので、ぜひ、まだ間に合いますので、6月という時期もありますので、各学校2人ということで20人で、今までの中学校

の10人と金額的には一緒なわけなので、ぜひそうしていただきたいとお願いをしておきます。

- 委員長　ほかに質疑ありませんか。
- 森委員　一番最後のほうなんだけど、給食費、448ページですけど、この1,474万3,000円の減額は、基本計画の委託料がなくなったからだという説明があったような気がするんですけど、それだけでよろしいですか。
- 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　それとあわせまして、児童・生徒数、それから給食の実施日数が減少となりますので、その費用も入っております。
- 森委員　実際に何日が何日になるんですか。
- 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　稼働日数で195日が平成31年度は192日になります。
- 森委員　それから設備費で、備品購入費で451ページにスポットクーラーとエアコンとあるんですけど、もともとエアコンが入っているんじゃないかなと思うんですけど、どういうものですか。
- 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　北部のほうにスポットクーラー、南部のほうにエアコンということなんですが、北部のほうにはスポットクーラー、移動式のパイプから冷たい空気が出るものを1台。これは、暑い箇所とか固定してずうっと作業をされるところ向けに、移動して、その作業ごとに適切なところに置けられるようなことで予算を要望しております。
それから南部のほうのエアコンは、調理場に入る前に手を洗う前室というところがあるんですが、そちらの空間を利用しまして、昨年猛暑で、調理場内はエアコンがききませんので、交代で涼をとるために、その空間を利用して行いたいという意味でエアコンを要望しております。
- 森委員　何か18万円って随分ささやかな感じがするんだけど、一般の家庭用のような。大丈夫なんですか、これで。
- 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　交代で、今おっしゃられたように、家庭用のちょっと大きい規模ぐらいのものでございますので、全員が一遍に休憩できないもんですから、交代で涼をとるということで、この程度の規模としております。

○森委員　　それで、その調理員の関係ですけど、臨時職員の賃金ということで4,239万5,000円あるんですけど、何名分かということと、正職員数が改めてちょっと何人になったか教えていただきたいんですけど。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　　正職員の数、平成30年度末に1名定年退職をしますので、それを含めまして13名となります。

それから、予算上ですが、去年保育園に異動された調理員さんと、それからことし定年される調理員さんの補充ということで、2名のパート職員、それから、正職員が置きかわることによって、そのパートさんで補えない分を各1名ずつ、南部、北部にお願いの計上をしています。それからさらに、今、5勤1休ということで、指定休制度ということをやっているんですが、南部のほうでは1日3名の方が必ずお休みをとると。北部のほうでは、2名ないし1名の方がお休みをとるというシフトをしいているんですが、その交代要員の方をふやしたいという希望がございまして、その分の在籍のみの増員を各2名お願いしております。そうして、調理員さんの今回の計上人数は58名の在籍ということになるかと思えます。

○森委員　　何かいろいろ複雑な、今言われてよくわからないんですけど、この58名の方が、実質1日に入る人数は、正職の人が13人プラスそのパートさんで、早く来て早く帰る方とちょっと遅目に来てという、そういうシフトもあるかもしれませんが、実質その調理にかかわる人数というのは何人になるの、この58名の中で。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　　南部と北部と分けて御説明申し上げますと、南部のほうで、8時半から12時までのパートさんがお二人、それから、予算上ですけれども、平成31年度の予算のお願いとしましては、パート職員さんで、8時30分から3時30分まで、間に1時間休憩の6時間勤務の方を、在籍人数で22人、実質の調理作業で17人というふうに予算計上しております。

それから北部のほうで、お昼前、8時30分から12時の方が2名、それから8時30分から3時30分の方が、19名の在籍で、15名の実質の作業される方ということで予算計上しております。

○森委員　　その13人の方も当然南北に分かれることになるわけで、大半が13

人だから6人・7人で分かれるのかよくわかりませんが、基本的にはもうパートさんが主力の状況になってきていまして、この前、新しい給食の基本計画を立てるときに、新しい給食センターをどうするかという。その前に今の給食センターが実際にこのまま成り立つのかどうかというのが大きな問題だというふうになってきているわけで、来年また何人かおやめになるようなことになってくると、もう正職員を採用しない限りは、もうその給食センターそのものの業務が成り立たなくなってしまうんじゃないかと。8時から12時までとか8時から3時半で帰っちゃうという人たちが大半になるわけなので、これで大丈夫なのかということなんですけど。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 おっしゃるとおり、正職員さんが減っていきまして、パート職員さんで補充はしているものの、将来的には非常に不安を抱えた状態になっております。

まず、今、正職員さんの内訳ですが、平成31年度は南部が8名、北部のほうは5名という体制になります。

それから、今、正職員さんを雇っていったらどうかというお話をいただいたんですが、民間事業者さんにこの調理業務をやっていただいている自治体が多くなってきておりまして、そちらの検討もあわせてしていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

○森委員 だけど、下手に民間事業者に任せると言っても、逆に言えば正職員の人たちが、逆に言うと別の形では十何人見えるわけなので、そんなに正職員がいるようなところに民間事業者が入ってくるということは余り考えられないし、その人たちがみんな各保育園の調理員にずうっと配転してしまうというようなことも考えているのかどうかわかりませんが、そんな先の話じゃないんだよね。どうなんですか。

○教育部長 学校給食センターの人員配置につきましては、まず、今年度策定しておりますというか、もうできます学校給食センター、そちらのほうで、給食センターが新しい給食センターに更新するに当たっては、それはどれぐらいにできるのかということで、まずは今回、この基本計画の中で規模というものが決定したと。その規模の施設を建てるには、今はどこに建てるのか、どこで更新するのかということをおっしゃっているところということで、まだい

まだ、いついつに新しい給食センターのほうかという話が、今はまだめどが立っていない状況です。

という中で、おっしゃられるとおり、その正規の職員がこれから定年退職を迎えてまいります。絶対数としては、南北それぞれ先ほど統括さんが言ったような人数の絶対数というのは必要だと。新しい給食センターが、更新がかかるまでは、その絶対数というのは、それは保障といいますか、それはキープしなければいけないという中で、じゃあどういふふうに人員を確保していくかということで、まず正規の職員が、おっしゃられるとおり、正規の職員がいながらも、そこに委託をかけるということは現実的ではなく、その場合にはパート職員で補充していくということになるかと思えます。何年ということとは言えませんが、選択肢の中で、例えばその正規の職員が南北のどちらかの人数で充足できるという時期になった場合には、南北どちらかを民間のほうに委託をかけて、どちらかのほうでは直営でいくというようなことも考えられると。

その民営化にするのは、リノベーション計画の行動計画ですね、そちらのほうでは、平成31年度、来年度、まずはコスト比較をするというスケジュールになっておりますので、人事あるいは財政と協議しながら、人員の配置のほうは、スケジュールのほうは当たっていきたいというふうに考えているということでございます。

○森委員 平成31年度といったら、ことしじゅうじゃないですか。ことしというのは、4月以降。もうすぐということになるので、ちょっと本当、今のこの逆に言えば老朽化した施設を民間が受けてくれるかどうかという問題ももう一つの問題としてあるわけなんですけど、そういうふうに民間に任せるといふことよりは、正職員を採用するという方向をぜひやっていただきたいなと思えます。

給食の関係で、最後に、それこそ消費税の増税10%があつて、この給食費というか賄い材料ということからいくと、もろに影響を受けることになるわけですけど、この辺での給食費の見通しは。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 消費税の件につきましては、軽減税率の対象になりますので、税自体の影響というのは余り大きくないと

いうふうに考えております。

- 教育課長 済みません。先ほど森委員の就学援助の1万円ふえるというところの御説明で、少し言葉足らずの点がございましたので、ちょっと補足説明をさせていただきます。

1万円、平成30年度と平成31年度で新入学児童学用品費がふえてまいるわけですが、2月までに申請されて支給した方に関しては、まだ1万円分追加してお支払いをしてございませんので、2月に申請していただいている方とあわせて、足りない分を6月に支給してまいります。2月に申請・支給していない方については、先ほど申しましたように、6月にふえた金額で支給してまいりたいと思っております。失礼しました。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質問も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課の所管について御説明申し上げますので、予算書の26ページ、27ページをお願いいたします。

27ページの説明欄の最上段、13款1項2目1節社会福祉使用料の説明欄、生涯学習課分の学習等供用施設使用料を初め4項目でございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

中段の13款1項7目3節社会教育使用料でございます。公民館使用料を初め9項目でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

上段やや下の15款2項6目2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目2節使用料及び賃借料でございます。55ページの説明欄、生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入初め3項目でございます。

続きまして、同じページの中段やや下の2目1節利子及び配当金ござい

ます。55ページの説明欄、生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

上段やや下の17款1項2目1節社会教育費寄附金の寄附金でございます。

次に、同じページの中段、18款1項1目1節基金繰入金でございます。57ページの説明欄、生涯学習課分、江南市国際交流事業基金繰入金初め3項目でございます。

続きまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の20款5項2目10節電話料収入でございます。61ページの説明欄、生涯学習課分、学習等供用施設の電話使用料を初め2項目でございます。

次に、その下、11節雑入でございます。2枚はねていただきまして、65ページ説明欄の上段やや下の生涯学習課分、江南市史等売捌収入初め4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

中段の3款1項5目学習等供用施設費でございます。202ページ、203ページにかけまして掲げております。

また大きくはねていただきまして、418ページ、419ページをお願いいたします。

最上段の10款4項1目生涯学習費でございます。430ページ、431ページの中段にかけまして掲げております。

次に、430ページ、431ページをお願いいたします。

中段の10款4項2目文化交流費でございます。438ページ、439ページの上段にかけまして掲げております。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　さっき放課後子ども教室云々と言われたけど、それも対象なの。放課後子ども教室は違うよね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課分の放課後子ども教室としましては、公民館で行っている子ども学級のほうが対象となります。

○森委員 わかりました。

じゃあ、435ページの文化財保存事業費補助金で、宮後八幡社本殿の保存修理に係る補助金ということですけど、238万1,000円ですが、全体の事業費だとか、どこが主体となってこの事業をやられるんでしょうか。

それから、県の文化財ということですから、指定文化財ということで県のほうからも出るんだらうと思うんですけど、ちょっとその辺をお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらの事業につきましては、区のほうが事業のほうは担当いたします。宮後区です。

事業費につきましては、総額で1,190万3,000円、こちらは設計監理費とか事務費も含んでおります。

森委員のおっしゃられたとおり、県の指定文化財で、県のほうが補助率は3分の2と、あと調整率として0.9が掛かります。県の補助金といたしましては、714万1,000円でございます。

市の補助金につきましては、県の補助金を事業費から引きまして、その2分の1が対象となります。市は238万1,000円です。

○森委員 実際には本殿を、宮後社本殿というのはあるよね。それを保存修理、実際にはどういう工事というか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 工事内容といたしましては、曼陀羅寺と同じ屋根のひわだぶきになっておりまして、その屋根のふきかえ工事が主となっております。

○森委員 地元負担はそうすると幾らになるんですか、これ。238万円か。

○生涯学習課長兼少年センター所長 地元負担も238万1,000円になります。

○森委員 そういうことだね。

これはいつからいつまでの工期になるんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 工期といたしましては、県の補助金の交付決定がありましてから9月末までということで予定をしてお聞きしております。

○森委員 わかりました。

437ページのフレンドシップ国交流事業ですけど、国際交流のフレンドシップ国、業務委託で57万円ですけども、委託先は国際交流協会かなあと思うんですけど、実際にはどういう今年度の事業は予定されているんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 委託先は、委員おっしゃるとおり、国際交流協会でございます。

内容につきましては、まだ正式にミクロネシア連邦共和国からお話は来ておりませんので、学生訪問団の受け入れとは思っていますが、まだちょっとそこまでの詳細は決まっております。

○森委員 こちらから出向くという、そういう事業ではないのね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらから出向くわけではなくて、ミクロネシアからの訪問団の受け入れということで考えております。

○森委員 わかりました。

それから、その下、委託料で、日本語教室開催委託料で228万6,000円で、これは藤里を中心にしてやっている事業だと思うんですけど、これって国とか県からの助成ってないんですかね。例の働き方改革で、外国人などについて、日本語教室だとか、言葉の問題についてしっかりと対応していくというようなことがあったと思うんですけど、そういうものはここには反映されないんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 補助金につきましては、現在のところ、そのような話は来ておりません。

また、事業につきましては、ふくらの家のほうで月曜日から金曜日までで対応いたしております。

○森委員 何カ国語になりますか、今やっているのは。

○生涯学習課長兼少年センター所長 済みません。今ちょっと手持ちに資料がありませんので、後ほど説明させていただきます。

○森委員 お願いします。

とにかく今すごい、昔はポルトガル語中心だったけど、今はそれだけでは済まなくなってきているので、お願いします。

○委員長 ほか、ありませんか。

- 森委員 文化会館もネーミングライツをやるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 はい、予定しております。
- 森委員 どこへどういうふうにするの。どこにするの。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 どこにというのは、看板ということでよろしいですか。
- 森委員 そうそう。こう、こう、ここへと。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 まだそこまでは、具体的な場所は検討しておりません。
- 森委員 何かあちこちでネーミングライツ、ネーミングライツって、どこかの施設だかわからなくなる。K T Xアリーナって、わざわざ江南市スポーツセンターと書かないとわからないという、そういうことがやっぱりいいのかなと思うんですけど。
- 委員長 ほか、よかったですかね。

[挙手する者なし]

- 委員長 じゃあ、質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 28 分 休 憩

午後 2 時 47 分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。
- 生涯学習課さんのほうの補足をお願いします。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 先ほど休憩前に保留させていただきましたものについて答弁させていただきます。
- 日本語教室開催委託につきましては、現在、確認しましたところ、国籍で申しますと、ブラジル、タイ、フィリピン、ペルー、ベトナム、ネパール、中国の方が、日本語が不十分ということで、開催に参加されているということでございます。
- 委員長 生涯学習課さんは以上でよろしかったですね。

[挙手する者なし]

- 委員長 じゃあ、続きまして、先ほどの保険年金課さんのほうの訂正がありましたので、そちらをお願いしたいと思います。

○保険年金課長 先ほどの保険年金課所管の一般会計予算につきまして、答弁の訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

予算書の230ページにございました3款2項3目の医療助成費におきまして、前年度比約1,600万円の減額の要因ということで御質問いただきました。主な要因としまして、子ども医療費助成事業の中の扶助費が約1,500万円減額しているということで答弁させていただきましたけれども、正しくは約1,000万円にございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

加えまして、次の要因といたしまして、母子・父子家庭医療費の扶助費のほうにつきましても850万円来年度減額しております。その理由は、今年度の予算計上におきまして、受給者数を2万5,000人と見込んで計上しておりましたけれども、実際には約2万3,000人で落ちつきそうな見込みでございますことから、受給者数の伸びを勘案いたしまして減額しているものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。以上ですね。

[挙手する者なし]

○委員長 では、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課所管について御説明申し上げますので、予算書の30ページ、31ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

30ページ、31ページ下段の13款1項7目4節保健体育使用料でございます。31ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料を初め、はねていただきまして、33ページ上段のスポーツセンター目的外使用料までの14項目でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

中段、16款1項1目2節使用料及び賃借料でございます。55ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、20款5項2目10節電話料収入でございます。61ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツ施設の電話使用料でございます。

次に、その下、雑入でございます。はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。65ページ説明欄の上段、スポーツ推進課分、コピー等実費徴収金初め5項目でございます。

続きまして、スポーツ推進課の歳出でございます。

大きくはねていただきまして、438ページ、439ページをお願いいたします。

下段、10款5項1目スポーツ推進費でございます。こちらの人件費から、はねていただきまして、449ページ下段に掲げてございますスポーツセンター建設事業の16事業でございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　　今ふと思ったけど、下水道の受益者負担金ってもう済んでいるんじゃないですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　こちら、下水道受益者負担金につきましては、3年間で支払いをしてございまして、平成31年度につきましても負担金がまだあるということでございますので、予算計上がしてございます。

○森委員　　平成29年度、平成30年度、平成31年度ですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　はい。

○委員長　　ほか、ございませんか。

○森委員　　1つは、ちょっとこの443ページに特定財源ということで、えっと思ったんですけど、自動販売機の貸付収入が209万円ってすごい金額なんだけど、これは何台でどういう契約になるの。

○スポーツ推進課副主幹　　自動販売機のほうなんですけれども、今、アペックスさん、こちらはカップコーヒーが入ってまして、あと伊藤園さんで2台で、アイスクリーム自販機が1台で、あと肢体不自由児父母の会のコカ・コーラの自販機が2台あります。

こちらに計上してあるものにつきましては、アペックスさんの随意契約の10万8,000円と、あと伊藤園さんが2年契約で359万9,999円ですので、その1年当たりの半分、約180万円ですか、あとアスコさんも2年契約で36万7,200円でしたので、その半分の18万円ぐらいですか、これを計上してこの額になっています。ですので、こちらは合わせて4台分でこの額ということになっています。

- 森委員　　これ、特に伊藤園の場合は、何か特別な事情というか、何か特典があるんでしょう、多分。場所がいいの、大きさが違うの。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　こちらは昨年度入札した結果ということでございますので、よろしくお願ひします。
- 森委員　　それで、この前、一般質問で幅さんか誰かが言ってみえた、要するにこういう飲み物以外にちょっと食べられるものがないのかという話があったんですけど、その辺は特にもう認めないということですか。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　はい。よくカップラーメンとかいろいろあるとは思いますが、食べ残しであるとか、そういったものとか、販売状況にもよるとは思いますが、衛生上を加味いたしまして、今のところ食べ物についてはまだ置かないような方向で考えておりますので、よろしくお願ひします。
- 森委員　　でも、おにぎりやらお弁当を持ってくる分にはいいわけでしょう。それをあそこのところで食べるのは、それは認めているんですよね。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　はい、持ち込まれる分については認めております。
- 森委員　　皆さんがそれでいいならいいんですけど、利便性ということからいくと、そういうことがあるかもしれない。

もう一つ、スポーツセンターの使用料で3,987万円なんですけど、トレーニングルームでしたか、1カ月の使用料で4,000円ということで、あと何回利用してもいいよというのがあったかと思うんですけど、1回500円で9回以上来るとお得になるよということだったんですけど、この前、回数券はできないのということをおわられたんです。だから、10回分のお金を払って11回使えるよという、一般的にそうです、回数券というのはそういうものですね

ど、そういうのはできないのかと。

というのは、1カ月4,000円ということになると、必ず8回以上来なきゃいけないけど、自分の都合のいいときに行こうとすると、その回数券がいいという話だったので、伝えておきますねということを行ったんですけど、そういう検討はされなかったんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　今言われました回数券の件でございますけれども、減免というものは使用料の中で設けないという方向づけを考えておりますので、こちらについては、また見直しの際の検討の中には入ってくるかと思いますが、今のところは回数券を設けるという考えはございませんので、よろしく申し上げます。

○森委員　　その1カ月の使用料4,000円という、それも減免は減免なんですよ。それで10回使えば安くなるわけなので。

○教育部長　　1カ月4,000円の根拠は、1カ月のうち、おおよそ8回見えるだろうという根拠でつくっておりますので、減免には当たらないという解釈でございます。

○森委員　　それはそちらの理屈で、市民の側からすれば絶対10回行くと得だよということになるわけですよ。だから、本当に、減免の、それはスポーツセンターだけじゃない、江南市全体の問題でもあるんだけれども、やっぱり市民感覚というのはそういうもんだということです。少しでもお得感があればいいなという、何でそれができないのかということなもんだから。

それと、この前、これも一般質問で出ていましたけど、私もその一般質問で、あれもこれもになり過ぎて通告はしなかったんですけど、スポーツ振興計画をずうっと、やっぱり新しい体育館ができた以上、スポーツ振興計画に沿ってあの施設も大いに利用してもらおうと、全体のスポーツの振興も図っていくということで、この策定計画はどうなっているのかということです。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　こちらはまた、幅議員の一般質問でもございましたけれども、スポーツ振興計画というものが確かに古いものでしかございませんので、改めて新しい計画をつくるということで前向きに検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

○森委員　　ぜひ、この前の質問の中にもありましたけど、新しい体育館をつ

くるのに当たっても基本計画の中でいろいろ議論されてきたわけだから、そういうものも生かして、それとあと、やっぱり本当に市民の皆さんのいろいろなグループのいろいろな意見を聞いて、それでぜひ策定を進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長　ほか、質疑はありませんか。

○河合委員　1点だけ。

市民の皆さんから、ある方からちょっと要望をいただいて、運動するんですけども、無料のウォータークーラーがないと。特に子供さんが来た場合に、大人ならお金を持っておるでいいんだけど、お金を持たなくてみえる子供さんが飲むものがないということで、何とか設置できんかなというお話があったんです。ただ、今、この自販機の金額を聞いたらすごいなと思っておるもんで、なかなかウォータークーラーをつけるのは難しいかなと思うんだけど、何とか手だてをしないと、小さな子供さんが見えたときに、親がついてこればいいんだけど、そうじゃない小学生、中学生が来た場合に、お金も持たずに来た場合に飲み水がないということで、そういう要望をいただきましたので、要望として言っておきます。答えはいいです。

○委員長　よろしいですかね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　続いて、こども未来部こども政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長　それでは、こども政策課所管につきまして御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

歳入につきましては、28ページ、29ページの下段をお願いいたします。

13款1項5目3節都市計画使用料、説明欄、こども政策課、コミュニティ・プール使用料。

34ページ、35ページの中段をお願いいたします。

13款2項7目1節教育総務手数料、説明欄、放課後児童健全育成手数料。

36ページ、37ページの上段をお願いいたします。

14款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄、児童扶養手当支給費負担金ほか2件。

38ページ、39ページをお願いいたします。

上段でございます。14款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄、こども政策課、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、母子・父子家庭自立支援給付金事業費補助金。

続きまして、40ページ、41ページの下段をお願いいたします。

14款4項2目1節児童福祉費交付金、説明欄、こども政策課、子ども・子育て支援交付金。

続きまして、42ページ、43ページの中段やや下をお願いいたします。

14款4項5目1節教育総務費交付金、子ども・子育て支援交付金。

44ページ、45ページをお願いいたします。

上段でございます。15款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄、こども政策課、児童手当費負担金、母子生活支援施設措置費負担金。

46ページ、47ページの下段でございます。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄、こども政策課、地域子ども・子育て支援事業費補助金、ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金。

50ページ、51ページの上段をお願いいたします。

15款2項6目1節教育総務費補助金、説明欄、こども政策課、放課後子ども教室推進事業費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金。

下段に、15款3項2目1節児童福祉費委託金、説明欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金。

54ページ、55ページの中段でございます。

16款1項1目2節使用料及び賃借料、説明欄、こども政策課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入。

64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

20款5項2目11節雑入、説明欄、こども政策課、子育て短期支援利用料を掲げております。

続きまして、歳出でございます。

204ページ、205ページの上段をお願いいたします。

3款2項1目こども政策費、人件費等から、218ページ、219ページの下段、子ども会活動助成事業まで。

飛びまして、338ページ、339ページの中段、8款4項3目木賀公園コミュニティ・プール費、木賀公園コミュニティ・プール維持運営事業。

390ページ、391ページの上段でございます。

10款1項3目放課後児童費、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）から、392ページ、393ページの上段、放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）までを掲げております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　後ろのほうから、393ページの放課後子ども総合プラン事業ですけども、平成31年度から草井小学校が入って8校だということで、古北と布袋北がまだということですけど、見通しはどうなんでしょうか。

○こども政策課長　こちらの放課後子ども教室の事業でございますが、事業といたしましては、学校の余裕教室を活用するというところでこの事業を進めてまいりたいと考えております。

現在、学校の余裕教室の状況を平成30年度に調査いたしました。そういった中で、草井小学校につきましては、実施できる教室があったということで、平成31年度から新規に開設してまいります。今言われた布袋北と古北小学校につきましては、現在のところ、そういった余裕教室がないということなので、また今後、学校のほうと余裕教室の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○森委員　だから、そうすると各学校についての格差が広がっちゃうんじゃないの、学校間の。あるところとないところと。

○こども政策課長　この2校でございます古知野北小学校につきましては、現在、学童保育が古北学供のほうで実施しておるという関係がございます。そちらのほう为学校から離れているということで、そちらの事業も含めてちょっと考えていく必要があるという、まず一つ課題がございます。

もう一つ、布袋北小学校につきましても、現在、校舎内で学童保育のほうを実施しておるわけですけど、平成30年度につきましては、特に夏休みの利用が多いというようなこともございまして、現在の使わせていただいている

部屋の大きさからいうと、ちょっと小さいということがありますので、こちらにつきましても、学童保育とこの放課後子ども教室の2つの事業を効率よく進めていくということで考えていきたいと思いますので、現在の段階ではちょっとめどがついていないというような状況でございます。

- 森委員　古北については、本当に学童保育についても、もう満タン状態だし、あれがないもんね、遊び場が。だから、あの夏、特に夏休みなんかの間は本当に子供たちがかわいそうな状況にあるので、やっぱり古東のようなあれをつくらないと、余裕教室ができたなら、できたらと言っていたんでは、いつまで先になるかわからない状況だと思うので、やっぱり思い切って古東のような対策を立てていかないといかんのかなあというふうに思います。

草井小学校、定員というか、何人を募集することになるんですか。

- こども政策課長　40人でございます。
- 森委員　ぜひ古北と布袋北については、ちょっと早急に対策を考えていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

- 森委員　そうです、地元の議員さんは何も言わないから。

〔発言する者あり〕

- 委員長　ほかに質疑ありませんか。
- 森委員　それで、あと、その前、391ページの放課後児童健全育成事業ですけれども、平成31年度についても、3年連続の値上げの最後の年ということになって、上がるわけです。上がることによって、逆に、本会議で東議員が質問していましたけど、国や県の補助金が減ってきているんじゃないかということがあったと思うんですけど、その辺はどうなんですか。
- こども政策課長　平成30年度予算で申し上げますと、国・県の交付金、補助金でございますが、1,840万円ということで予算を上げておりまして、今年度は2,057万1,000円ということでありますので、予算の金額としては上がっているということでございます。
- 森委員　保育料が上がることによって、いわゆるその他財源になりますけど、こちらもかなりの金額、六百何十万円上がっていますよね。

○こども政策課長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 だから、500円上げたことによって保護者負担がどっと上がってきた中で、国・県が、そうですか、1,840万円が上がっているかね。

市の負担が、そうするとかなり減ってきているということになるわね。江南市の負担が減る。

○こども政策課長 市の負担でございますが、予算ベースでございますが、1,262万7,000円減っているということでございます。

○森委員 ですね。

だから、保護者負担をこんなにふやさなくても、県と同額の状況でいけば、もっともっと保護者負担を軽くしてでも運営は十分にできるということだったんだけど、何かいわゆる受益者負担の考え方で、またこんな形でふやしてきているという点では、本当に大変だなと思います。

それであと、211ページ、健康づくり課のほうでもあれした子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業ということなんですけど、子育て包括支援センターと子ども総合支援拠点運営事業というのはちょっと性質が違うと思うので、ちょっとそれぞれの事業の内容について説明をしてください。

○こども政策課長 まず子育て世代包括支援センターのほうからでございますが、こちらは健康づくり課のほうの母子保健型と当初は連携という形で、今後、先は一体型ということで事業を行っていくわけでございますけど、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援の実施というところでございます。

逆に、この子ども家庭総合支援拠点のほうでございますけど、内容的にかぶるところはあるわけではございますが、こちらのほうは虐待の未然防止ということで、そういった今後虐待が懸念されるような御家庭に対してのサポートというところで実施していくということが大きな違いだということでございます。

○森委員 それで、これもまた、だから、現在やっている虐待防止についての対策員だとか、それから家庭児童相談室だとか、ファミリー・サポート・センターだとか、いろいろなことが行われているんですけども、それから

新たに設置する子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点事業というものの、それこそ連携というのはどういうふうになっていくのか。

○こども政策課長　　現在、児童相談所と、あと市の機関でいいますと私どもこども政策課、あと教育課、健康づくり課というところで、それぞれのところから、虐待が疑われるような事案について、こども政策課のほうの要保護児童対策地域協議会の中で調整を図っているところでございます。こちらにつきましても、今後、拠点事業が進んでまいりましても、調整機関というのは、あくまでもこの要対協のほうが担っていくというところでございます。

具体的な先ほど申しました拠点事業のほうの今後虐待が懸念される御家庭についての部分は拠点のほうで担っていくわけでございますので、そちらの職員がこの要対協のほうの、これは毎月1度会議を開いておりますので、当然会議のほうに出席いたしまして、各機関との連携を進めてまいりたいと考えております。

○森委員　　実際に新しく体制をつくっていくということになると、こちらについても職員の体制だとか、それから研修だとか、そういうものがずうっと必要になってくるというふうに思うんですけど、今の職員体制ではとてもそれは無理なんじゃないのかなあと。

今は虐待も、あれは嘱託という身分ですかね。防止の人もあるんだけど、その嘱託とかという身分ではなくて、専任、正規の職員がきちんと研修を受けてやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○こども政策課長　　まず子育て世代包括支援センターの基本型のほうでございますが、こちらは、本会議のほうでもありましたが、基本的には利用者支援専門員という者を1名以上置くということで、この専門員に関しては常勤ということでございます。実際に1年間の実務経験を積んでから、その後、この業務に当たるということでもあります。

もう一個、子ども家庭総合支援拠点のほうに置く者は3名ということでありまして、子ども家庭支援員、あと虐待対応専門員ということで、子ども家庭支援員につきましても2名、あと虐待対応専門員につきましても1名の計3名ということになっておりまして、こちらのほうは嘱託の職員ということ

で今回ちょっと検討したいなということでございます。

○森委員　そうすると、平成31年度が準備期間ということになるので、その間にこういう専門の員になる人は研修なども受けていくということでもいいですか。いわゆるこのソーシャルワークなどの機能をしっかりと持っていくということになると思うんですけど。

○こども政策課長　今回、この子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業のほうで、旅費ということで上げさせていただいております。こちらの旅費のほうがそういった研修への参加に使います旅費ということでございますので、平成31年度はまずそういう研修を受けていくというところから始めていくところでございます。

○森委員　どういう資格の人がこの中心に座ることになるんですか。

○こども政策課長　こちらの子育て世代包括支援センターのほうの者につきましては、利用者支援専門員でございますが、こちらは保育士、あと社会福祉士という資格ということになっております。

○森委員　これから本当にすごい大事な機能を持った拠点をつくっていくということになると思いますし、実際に布袋駅東にいつできるかというのはまだよくわかりませんが、それまではそれぞれでやるんだよね、こども政策課と保健センターとで。

○こども政策課長　あくまでもそれぞれ、基本型のほうは私どもこども政策課の所管になりまして、母子保健型のほうにつきましては健康づくり課のほうの所管でございます。

ただ、場所の問題につきましては、今、私どもがおりますこども政策課につきましても、非常に手狭だというところがありますので、それにつきましては今後ちょっと検討をしてまいりたいと考えております。

○森委員　今までいわゆる保育課のあれのところと2つの大きな課がどーんと入っているわけなので、それにさらにこれが入ってくるということになると、とてもあのところでは狭いと思いますので、またぜひきちんとした対応ができていけるようにしていただきたいと思います。

それから、あと少し伺いたいんですけど、209ページに宮田の子育て支援センターで空調機設置工事費というのがあるんですけども、宮田保育園の

中にあるわけですが、これはやっぱり独立しないとまずいということですか。

○こども政策課長　　今、宮田保育園のほうは、1階、2階という個別の空調機になっているというような状況でございまして、保育園での使用の時間帯とこちらの支援センターの使用の空調機の稼働時間帯が異なる等のことがまず1点ありますのと、やはり子育て支援センターにつきましては、就園前のお子さん、ちょっと小さいお子さんとかが見えますので、ある程度温度管理をしっかりとしていきたいなというところもありまして、そういったところで個別の空調機を入れさせていただくということで進めてまいります。

○森委員　　それから、同じエアコンの関係で、219ページか、布袋北学童保育所空調機取替工事というのがあるんですけど、それこそ布袋北も今度エアコンが入るわけで、ここはどういう関係になるんですか。体育館のほうのやつか。

○こども政策課長　　布袋北のこの空調機でございまして、布袋北小学校の北舎の1階の部屋で学童保育を今実施しております。現在も当然エアコンは入っているわけですが、老朽化に伴ってききが悪いという状況で、平成31年度に予算を上げさせていただきました。

○森委員　　私が疑問に思ったのは、学校の空調が入るわけじゃないですか、今度エアコンが。そこにつなげられないんだろうかと思って。

○こども政策課長　　こちらの学童保育所に空調設備を計画する折に、教育課とも協議をさせていただきました。今回、教育課が空調を入れる部屋といたしましては、普通教室と一部の特別教室という、あくまでも学校の授業に使用する部屋に設置するというのでございまして、今回、こちらについては、学童の専用室ということで貸していただいている部屋になりますので、こちらの空調機に関しましては学童のほうの予算で設置させていただきます。

○森委員　　1つあれするだけだから、こんな120万円もかけなくても、教室をつなげればいだけの話じゃないかと。

○こども政策課長　　今回、学校に設置する空調機というのは、熱源がガスということで聞いております。こちらのほうは、現在、電気の空調機が入っておりますので、今回この予算で上げさせていただいたのは、あくまでも空調

機のみかえるだけで済むということがありますので、そういったところも含めて、今回、こちらのほうの予算で上げさせていただいております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

歳入につきましては、24ページ、25ページの上段に、12款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄、保育所保育料。

26ページ、27ページの中段に、13款1項2目2節児童福祉使用料、説明欄、保育課、児童施設目的外使用料（電柱）ほか2件。

32ページ、33ページの下段に、13款2項2目2節児童福祉手数料、説明欄、延長保育手数料。

38ページ、39ページの上段に、14款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄、保育課、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金ほか3件。

40ページ、41ページの下段に、14款4項2目1節児童福祉費交付金、説明欄、保育課、子ども・子育て支援交付金ほか2件。

44ページ、45ページの中段に、15款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄、保育課、子どものための教育・保育給付費負担金、子ども・子育て支援施設等利用給付費負担金。

46ページ、47ページの下段から、48ページ、49ページの上段にかけまして、15款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄、保育課、施設型給付費等補助金ほか3件。

少しはねていただき、60ページ、61ページの上段に、20款5項2目5節保育園給食費徴収金、3歳以上児徴収金、保育園職員徴収金。

64ページ、65ページの中段に、11節雑入、説明欄、保育課、児童福祉等実習指導委託費ほか2件を掲げております。

次に、歳出につきましては、218ページ、219ページの下段、3款2項2目

保育費、人件費等から、228ページ、229ページの下段、幼児教育補助事業までを掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、当初予算説明資料の26ページに幼児教育・保育の無償化の概要を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　218ページの最初ですけど、今回、前年比で8,252万4,000円の増額となっています。いつか何か説明があったようなんですけど、もう一遍、済みません、お願いします。

○保育課長兼指導保育士　増額の主な理由といたしましては、空調設備改修の皆減、幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園就園奨励費補助金が減となりますものの、この無償化に伴う給付費の増額及びシステム改修によりまして増額となるものでございます。

○森委員　それで、実際の今保育園の入園の見込みですとかクラス数、保育士さんの正規・非正規の関係はわかりますか。

○保育課長兼指導保育士　平成31年4月における保育士の配置予定につきましては、退職予定者8名、非正規クラス担任保育士の正規化を図るため、人事担当部局との協議により、新規採用予定者を14人と増員し、正規保育士は142人で、園長及び園長代理32人及び産前・産後休暇、育児休業18人を除く保育士90人とパート保育士74人を合わせました166人が必要保育士数となる予定でございます。

○森委員　済みません、ちょっと。

正規90人の保育士と、142人中クラス担任になるのが90人、その後……。

○保育課長兼指導保育士　クラス担当のパート保育士が74人、合わせて166人が必要保育士数となっております。

入園状況を引き続き。

平成31年4月入所決定における本年2月現在の状況は、ゼロ歳児44人、

1・2歳児508人、3歳児424人、4歳児445人、5歳児419人の計1,840人となっております。

○森委員　それで、1・2歳児が本当にふえてきているので、ここだけで保育士さんって何人要るんですかね。1・2歳児だけで、担任で。

○保育課長兼指導保育士　1・2歳児合わせまして76担任です。

○森委員　それで、この26ページの幼児教育・保育の無償化なんですけれども、非常に難しくてよくわからないんですが、ここでいう無償となる対象の子供は、3から5歳児については全ての子供だと。ゼロから2歳児は住民税非課税の子ということで、先ほどの千八百何人か、これがそれぞれで何人になりますか。

○保育課長兼指導保育士　3歳から5歳児、全ての子供ですので1,316人、ゼロから2歳児の住民税非課税世帯の子供は7名。

○森委員　それから、幼稚園、認定こども園の1号認定、これも難しいんですけど、幼稚園の3から5歳児は全員ですね。これが何人になりますか。

○保育課長兼指導保育士　幼稚園のほうは1,147名でございます。

○森委員　これ以外に、認定こども園の中で……。いいんだね、これも含めてですね、1,147人。

○保育課長兼指導保育士　別です。今、1,147名とは別で、認定こども園の1号認定は151名でございます。

○森委員　700人ぐらいになるの、全部で。が無償になると。

それで、それ以外に、3の認可外保育施設は、わいわいと、のいちごと、磯村の3カ所だということが議案質疑のときにあったと思うんですけども、大体何人ぐらいの子供が通っているかわかりますか。

○保育課長兼指導保育士　全体で56名通ってみえまして、対象となるお子さんは、ゼロから2歳児の非課税世帯のお子さんで6名です。

○森委員　3から5歳児は56人でいいんですか。50人ですか。

○保育課長兼指導保育士　対象はゼロ人です。3歳から5歳は通ってみえませんが。

○森委員　そうか、そうか、わかりました。

56人のうち非課税世帯の子供が6人、そういうことですね。

- 保育課長兼指導保育士 はい、そうでございます。
- 森委員 3歳、5歳児は大体保育園から幼稚園に行くんだね。無認可だから、認可外のところに行くのは……。
- 保育課長兼指導保育士 済みません、訂正で。
通っていないと言いましたけれども、1園、3歳から5歳も見えますが、対象外です。
- 保育課主幹 今回、無償化で認可外施設も対象にはなるんですけれども、前提としましては、認可保育所に入ることができない場合の代がえ措置として今回無償化の対象となる施設でございます。そのため、3歳から5歳につきましては、保育園、幼稚園でのあきが十分ございますので、認可保育所に入ることができないという条件からは3歳から5歳は外れるということで、対象とはならないということになっております。
- 森委員 この保育園がいいと思って行く人には、対象にはならないということだね。
それで、そうすると、もう一遍正確に、3から5歳児までは何人なんですか。わからないか。
- 保育課長兼指導保育士 済みません、申しわけないです。細かい認可外の資料を持ち合わせておりません。
- 森委員 それで、実際には、この認可外保育施設の場合に、ゼロ歳から2歳児で上限が4万2,000円なんですけど、実際に幾らぐらい払っているかというのわからないの。結構な金額だと思うんですけど。
- 保育課長兼指導保育士 しっかりした情報は得ていないんですけれども、高いところだと3歳未満児は6万円ぐらいお支払いされている施設もあります。
- 森委員 わかりました。
それで、もう一つの問題は、食費のほうは今度は逆に払わなければいけないことになって、保育園の場合も。主食が950円の副食が3,500円というふうに本会議で聞いたと思うんですけど、実際にかかっている費用というのはちょっと違うんじゃないかなあと思って。
この223ページに、賄材料費ということで、3歳以上で4,925円で3歳未満

は7,128円、これだけの費用をかけてつくっていますよということですよ。その中で、親からいただくのは、3,500円プラス950円なので4,450円というふうに見ればいいですか。

○保育課長兼指導保育士 主食代950円と副食代3,500円はそうなのですが、別でおやつ代として、幼児、3歳以上は1,425円、3歳未満児は関係ないですね、幼児だけですね。幼児が1,425円で、全てで5,875円かかっていることになります。

○森委員 これは、そうすると、年収360万円以下の世帯については徴収しない、逆に言うと360万円を超える世帯についてだけこの実費を徴収するということですか。

○保育課長兼指導保育士 はい、そうでございます。

○森委員 それは4,450円、それとも、今おやつ代を言われたけれども、おやつ代を含めた金額ですか。

○保育課長兼指導保育士 なお、現在、国において、この副食材料費の取り扱いを、給食に係る副食代のみとするか、保育時間中に提供する補食代、おやつを含めるか、検討しているところでございます。

○森委員 おやつは未定なんだ。

○保育課長兼指導保育士 はい。当初予算では、補食代を含めず、給食に係る副食代のみといたしまして、一月当たり3,500円を予定しておりますが、国の見解で補食代を含めることになりました場合は、新たに補正予算をお願いし、対応してまいりたいと考えております。

○森委員 それで、話が難しくてあれなんですけど、これは、9月までは今までどおりで、10月以降については無償化ということでこうなるわけですけど、そうすると、この予算書の中で見ると、市の負担というのは具体的にはどうなるわけですか。どこがふえて、どこが減るのかといいますか、これがわからない。

○保育課主幹 今回、無償化により予算で変更となるところにつきましては、229ページの特定教育・保育等事業、こちらの中の施設型給付費の額として、こちらの施設型給付費はグレイスさんとかにお支払いする給付費で、事業費としては1,458万6,000円でございます。

あと、公立保育園の保育料とかが入ってこない分が歳入として減になりますので、公立の保育園の歳入の減としては1億4,757万2,000円でございます。

あと、同じく229ページの特定教育・保育等事業の中の負担金、補助及び交付金の中の子育て支援施設等利用給付費、こちらのほうが増額として897万円でございます。

あと、同じく229ページの幼児教育補助事業でございますが、こちらの事業としまして、負担金、補助及び交付金が全て増額となっておりますので、1億5,125万7,000円が増額となっているところでございます。

あと、同じページの特定教育・保育等事業の中の委託料でございますけれども、システム改修委託料として、こちらは1,833万9,000円を計上している分が今回の無償化に係る経費でございます。

○森委員　　ちょっとよくわかりません。

それで実際には、そうすると、ゼロ歳から2歳児については、住民税非課税世帯の方については無償化になって、今人数を言われたそれだけの数ですよ。それ以外の方については従来と何も変わらないということでもいいですか、まず確認。

○保育課長兼指導保育士　　はい、おっしゃるとおりでございます。

○森委員　　それで、3歳から5歳児については無償になるよと、全員が。その中から、年収でいくと360万円を超える方からは給食費をいただきますということでもいいですね。

○保育課長兼指導保育士　　それにプラス、第3子以降の無償化の対象になるお子さんについても無償です、取りません。

○森委員　　それによって、要するに江南市はどれだけ、従来の負担と、それから今度のこの無償化によって、ことしについてはどれだけの負担がふえることになるのか、国が持つから減ることになるのか、どうなるんですか。

○保育課長兼指導保育士　　事業費から特定財源を差し引いた一般財源1億6,975万9,000円に対しまして、予算計上額では、国からの地方特例交付金といたしまして、子ども・子育て支援臨時交付金1億4,300万円を見込んでおります。それによりまして、2,675万9,000円が増額になります。

なお、この子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、国の地方財政

計画に基づき算出したしました額で、実際の額と乖離が生じる場合もございますので、よろしく願いいたします。

○森委員　それで、ことしはそういうことのようなんですけど、まだ十分理解したわけじゃないんだけど、そういうことのようなんですけど、来年以降はどういうふうになるんですか。ことしは国が一定のその措置をするんですけど、公立保育園については、来年以降は全額市負担というような話もあるんですけど。

○保育課長兼指導保育士　平成32年度以降の無償化に係る地方負担につきましては、地方財政計画の算出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算出に当たりまして、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入されるとされておりますことから、現段階では市の財政影響につきましては不明でございます。

○森委員　だから、基準財政需要額に見込まれるといっても、その金額がそのまま来るわけではなくて、交付税の中でどうにでも動いてしまう数字なので、実際には非常に厳しい状況になるかと思いますが、幼稚園については、ことし、今回と同じ割合で来るということでもいいですか。

○保育課長兼指導保育士　財源は今までと同じでございます。

○森委員　だから、江南市のように公立保育園の多いところは本当にちょっと大変なんだよね。これ、全部無償化の分を市が負担をするということになるわけなので、本当にどう考えているんですかね。どれだけふえるということになるんですか。

　　今までの保育料収入が3億幾らあった、その分が消えちゃうわけだから。そうでもないか。

○こども未来部長　今、森委員の言われるところは、実際に平成16年の国庫負担の一般財源化の折にも、普通交付税の基準財政需要額に算入された折に割り落としが大きく、保育士がどちらかというとな非正規にかわっていったのは、事業費が減額されたことによって実際にそういう対応を各自治体がしてきたと、そういった状況がございますので、私どもとしては非常に、特に平成31年度はもとより、平成32年度の普通交付税に全て算入されるということ

になってまいりますと、少し事業費的な問題で負担が大きくなることが考えられますことから、やはりもともと公共施設の再配置等、この話にまたなっ
てまいるんですが、やはり早急に保育園の統廃合という形も考えて、少しで
も基本料金が少なくなるような形で経費の削減に取り組んでまいりたいと考
えております。

- 森委員　いや、ちょっと逆じゃない、動きとしては。国の政策としてやる
わけなので、やっぱり国に対して、もっとこんなことでは困るという意見を
本当に上げていかないと大変なことになる。だから、今、統廃合というふう
に言われたけど、一方では民営化の方向にも動きが傾いているという話もあ
るわけなので、ぜひこの点については国に、こんなだまし討ちのような幼児
教育の無償化なんていうのはやっぱり改めてもらわないと、地方自治体は本
当に大変なことになってしまうから、ぜひその点については、市長も議会も
一体となって、やっぱり国に要求していかなきゃいかん。国の政策として無
償化がぽーんと出てきたわけなんだから、地方から無償化、無償化というよ
うなことで声をずうっと上げていったわけではなくて、国からぽーんと打ち
出したことで自治体が振り回されることになるわけなので、ぜひその辺は、
ちょっと統廃合だとか民営化というのは筋違いだというふうに私は思うので、
ぜひ国に対して意見を上げていただきたいなと思います。

もう一つは、実際の保護者に対しては、これはどうやって説明するんです
か。

- 保育課長兼指導保育士　対象者への周知・案内につきましては、4月に市
のホームページに幼児教育・保育の無償化の概要版を掲載しまして、対象施
設に対し、制度概要の説明を行ってまいります。また、6月には、市広報に
幼児教育・保育の無償化の詳細版を掲載の上、保育課で窓口を設置いたしま
すとともに、6月以降8月にかけて、既に保育園等の施設を利用している児
童の保護者の方には、個別通知により、無償化に関し必要となる申請手続な
どの御案内をさせていただき、対象者を把握してまいります。

保護者への周知に対しては、4月、入園しましたら園長のほうからも周知
していただくように、園長にも無償化についての周知をまず徹底しまして、
保護者のほうに不安なく周知していけるようにしたいと思っております。

補足で、なお、幼児教育・保育の無償化の内容等に変更等がございました場合におきましては、随時市のホームページにより情報提供を行ってまいりたいと思っております。

○森委員　　こんな複雑な話、そういうことだけではなかなか理解できないんじゃないかなあと、難しいのでなかなか理解しにくいんじゃないかと思う。だから、本当に園長先生自身だってなかなか難しいと思うので、やっぱりかなり直接的な説明会をやらないと難しいんじゃないのかなあというふうに思うんですよ。単純な制度の改正とは違うので、実際におたくの場合はこうなりますよみたいなところまでいかないと、年収が幾らでどうしてこうしてと言われても、自分の年収や所得が幾らなのか十分に把握できているかどうかというところもあるわけなので。

○こども未来部長　　今、森委員言われることは確かにそのとおりでして、もうフローチャートみたいな形で、あなたのお子さんは例えば3歳から5歳ですか、今どこの幼稚園とか保育園に通っていますかと、そういった形のフローチャートで、イエス・ノー形式で、最終的に、あなたはこういったものがこういった条件に当てはまるので、こういった幼児教育・保育の無償化が受けられますといった形のフローチャートみたいな形で、どなたでも簡単にわかるような形のものを御用意させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長　　よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時16分　　休　憩

午後4時16分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第29号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 17 分 休 憩

午後 4 時 17 分 開 議

○委員長 会議を再開いたします。

議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、議案第37号について御説明を申し上げます。

追加議案で配付をさせていただきました議案書21ページをお願いいたします。

平成31年議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算の内容について御説明申し上げますので、26ページ、27ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の14款1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金でございます。

次に、同ページの中段の18款1項1目1節基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、内容につきましては、右側、29ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。予防接種事業で2,061万円の補正をお願いするものでございます。

なお、30ページには説明資料を参考資料として掲げております。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 実際の人数ってどのぐらいなのかの把握はできているんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 風疹の追加的対策の対象者でございますが、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性ということで、1万3,017人お見えになります。

次に、平成31年度に抗体検査を受ける方の人数でございますが、3,571人を見込んでおります。

また、予防接種を受ける方の人数でございますが、760人を見込んでいますところでございます。

○森委員 3,571人というのは、ことし、平成31年度の数字ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 はい、そのとおりでございます。

もう少し細かく、詳しく説明させていただきます。

1万3,017人が昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性でございますが、このうち、平成31年度にクーポン券の送付対象者となっております若いほうの世代、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は5,481人、残りの昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性のほうが7,536人でございます。

次に、抗体検査を受ける方の人数でございますけれども、クーポン券の送付対象者、こちらが先ほど申し上げました5,481人ですけれども、こちらの方については、約57.2%の検査をされるということを見込みまして、3,137人です。クーポン券送付対象者以外の方、こちらの方は御自分でクーポン券を取り寄せるか、もしくは償還払いということになりますので、こちらの検査の見込みというのは低く見積もりまして、約5.8%を見込んでおります。

そうしますと、こちらが434人ということになり、合計で先ほど申しました3,571人ということを見込んでおります。

次に、予防接種を受ける方の人数でございますが、今申し上げました3,571人のうち23.6%の方が十分な量の抗体がなく、予防接種が必要となる方と仮定をいたしました。また、そのうちの約90%の方が予防接種を打たれるということを想定しまして、こちらのほうの数字が先ほど申し上げました760人ということをご予定しております。以上でございます。

○森委員　ここにはクーポン券というように書いてないんですけど、クーポン券というのはどういうふうにその対象者には渡すのか、とりに来てもらうのか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　若い世代の方、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、こちらについては、ゴールデンウィーク明けになりますけれども、クーポン券のほうを郵送させていただきます。

残りの年配の方のほうですね、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性については、保健センターのほうにクーポン券のほうをとりに来ていただくということになります。

○森委員　その周知はどういうふうにするんですか。郵送するというの一番確実ですけど、それ以外の人たちも含めて。

○健康づくり課長兼保健センター所長　クーポン券が届かない方にとっては、広報「こうなん」、またホームページのほうで周知のほうをさせていただきます。

○森委員　それで、これは1回当たり幾らぐらいかかるんですか。予算としては2,061万円ありますよね。

それで、何で国の肝いりでやるのにこれしか出さないのかというのがあるんですけど、国は1,200万円しか見ていないわけですよ。だけど、実際には2,000万円かかるということですけど。委託料で1,649万円なんだよね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　まず風疹の抗体検査の単価でございますけれども、こちらについては全国一律となっております。しかしながら、健診などは、人間ドックだとか、特定健診だとか、そうした健診などの機会

を利用するか、もしくは医療機関で受けるかなどの違いだとか、時間帯、休日や夜間で受けると高くなってまいります、また検査の種類も複数ございまして、そういったことで単価のほうが異なってまいります。最も単価の低い平日の日中に健診で受けられた方の単価が税抜きで1,290円、最も高い休日の医療機関において行う単価が税抜きで6,820円ございまして、風疹の抗体検査の単価というのは6種類に分かれております。

次に、風疹の予防接種の単価でございますが、こちらにあつては各市町村において地区医師会と調整して決定することとされております。現在、尾北医師会のほうと単価について調整をしておるところではございますが、予算上は接種単価を8%の税込みで1万257円と見ております。消費税が上がった折には10%の価格に上がるということが予定されております。以上です。

○森委員　　もう一点。

この国の補助基準が1,245万円で、実際にかかるのが1,649万円、細かいことは除いてもかかるわけですけど、委託料だけでも。この違いは何なんですか。検査だけか、国は。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　はい。国の補助がいただけるのは、抗体検査に係る部分について、2分の1の補助がいただけます。

ちなみに予防接種のほうについては、普通交付税により9割分が財政措置されることが検討されております。

○森委員　　わかりました。

○委員長　　ほか、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時29分　　休　　憩

午後4時29分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 29 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 尾関 昭